

# 経営史料からみる越後屋の貸傘

下向井 紀彦

はじめに

一 創業期から一八世紀半ばにおける傘の調達と管理

二 一九世紀における傘の調達状況

おわりに

はじめに

〔史料一〕

夕立に どやどや這い入る 駿河町 (本稿四八〜四九頁、附表1 No. 5)

俄雨 ふるまひ傘を 三井出し (附表1 No. 4)

江戸中を 越後屋にして 虹がふき (附表1 No. 16)

越後屋の貸傘とは、その名の通り三井の呉服店部門（本店一巻）である三井越後屋（以下、越後屋）で行われていた傘のレンタルサービスである。「史料二」に挙げたように、特に越後屋の貸傘は川柳の題材となることも多く、にわか雨が降ってきたときに、傘を持ち合わせていない店内の客や、越後屋に駆け込んだきた馴染みの客に対して傘を貸し出している様子や、多くの傘を貸し出したために越後屋の傘が江戸中に溢れているかのように見える様子を描いている。他の呉服店でも同様に貸傘をしていたようで、「呉服店」「呉服屋」の傘を題材とした川柳も多くある（本稿四八〜四九頁の附表1参照）。越後屋を取りあげた川柳が群を抜いて多いものの、多くの有力呉服店にわか雨の際に傘を貸し出していたことがうかがえる。

これまでも川柳を通じて貸傘の様子を紹介した研究はあり、その大半は、川柳を列記し若干の注釈やコメントを付ける、というものであった。<sup>(1)</sup> これらのなかでは、越後屋や呉服店の貸傘を、主に顧客サービスという面と、宣伝という面から理解している。

顧客サービスの場合、たとえば、広告として使用されたアイテムの事例として貸傘を挙げて「何百という多数を備へ、之に一つ一つ井桁三文字の店章と番号とを記し、俄か雨に遭ふて雨具の準備のなきに苦しむ何人にも之を貸与したものであった」<sup>(2)</sup>とするものや、「越後屋では、にわか雨の折など傘を持ち合わせない顧客に貸傘のサービスを始めたが、これが有名になり、川柳や黄表紙にまで登場するほどになった」<sup>(3)</sup>として、評価しているものがある。

他方、店の宣伝の場合、「三井の宣伝のためのサンドウツチマンに、借主は何時の間にか利用された形になっているのを知らずにいた」<sup>(4)</sup>と評価したり、大丸を事例に「寛保三年（一七四三）の江戸店開設とともに、大きい商標のついた「大丸借傘」をはじめた。これは、店の客だけでなく、にわか雨に困る交通人にも喜んで貸した。返してもらおうという考えはなかった。なお、これは江戸店から全店に拡げて実施し、明治末年の会社組織になってからも伝統の美風として

第1表 本稿で扱う本店一巻の店舗

No.	店舗名	所在地／業務	店名前	暖簾印
1	京本店	室町通二条上ル 冷泉町西側／ 呉服類の仕入		
2	江戸本店	駿河町北側／ 主に呉服類の販売	越後屋 八郎右衛門	
3	大坂本店	高麗橋一丁目 南側／ 主に呉服類の販売		
4	江戸向店	駿河町南側／ 関東絹や木綿類の 仕入・販売	越後屋 八郎兵衛	
5	江戸芝口店	芝口一丁目 西側／ 主に呉服類の販売	松坂屋 八助	

注) 暖簾印は中山五郎左衛門編「江戸独買物案内」文政七年（三井文庫所蔵参考図書 D409-20）を一部加工して使用した。

うけ継いで、一つの名物となっていた。それで、この傘をレットルやラベルにも図案化し、永く宣伝につかった<sup>(5)</sup>として、貸傘を宣伝に利用していたと理解している。また「傘を来店客に無料で貸すことによって店の宣伝をする」「貸し傘を広告に用いた」とするものもあり、そこでは宝暦二年（一七五二）の「当世下手談義」の記述に「俄ぶりの雨の足より、いや増の貸傘、忒千七百六拾ばんなどと、筆ぶとに見しらせ、越後屋・伊豆蔵の家名、大路一ぱいにはびこり」とあり、家名を知らしめるために番号などを筆太に書き込んで見知らせた<sup>(6)</sup>と評している。

逆に借りる側から見たときに「この貸傘が俄雨のためのサービスから更に変じて、この傘をさして歩くことが江戸の若衆のみえとさえなったのである<sup>(7)</sup>」とか、「越の字の傘を持つことはステータスシンボルであり誇りであった<sup>(8)</sup>」とされており、利用者の見栄や誇りに繋がったと評価する研究もある。

これらはいくまでも文学作品による越後屋の描写であり、越後屋を利用した人々や越後屋を観察した人々を通じて見た貸傘である。しかし、越後屋内部の史料のなかに、若干ながら傘に関する記述があり、それらを通じて越後屋の傘の調達や管理などを見ることもできる。

そこで本稿では、先行研究の顧客サービスや店の宣伝という評価を前提としつつ、主に本店一巻の史料を用いて、実際にいつ頃

から傘を配備しているのか、どのような背景で傘の管理を始めたのか、具体的にどの程度の本数を配備していたのか、どのようなときに貸し出されていたのかなどの具体像を、可能な限り明らかにしていく。そしてそれらを踏まえて、越後屋の貸傘について改めてどのような意義があったのかを展望したい。

なお、本稿では本店一巻の店舗のうち、①京本店、②江戸本店、③大坂本店、④江戸向店、⑤江戸芝口店(9)の五店舗を扱う(第1表)。このうち、川柳で取りあげられる駿河町の店舗というのは、②江戸本店・④江戸向店である。本稿では傘に書きいれる暖簾印も見ていくのだが、これらの店舗では「丸に井桁三」を使用していた。「丸に井桁三」は延宝年間（一六七三〜一六八一）の終わり頃に三井高利がそれまでの「釘抜紋」から改めた暖簾印であり、高利の母・殊法(10)が高利の夢に現れて暖簾印を改めるよう告げたと伝えられている。他方、⑤江戸芝口店は店名前に「松坂屋八助まつざかや はちすけ」を、暖簾印に「葉付丸に豎二つ引き(11)」を用いていた。駿河町の店舗と異なっているのだが、本稿では「越後屋の傘」の一部として扱うこととした。

(1) たとえば、西原柳雨『川柳江戸名物』（春陽堂、一九二六年）、鈴木重雅「川柳評萬句合にあらわれたる三井呉服店の研究」（『浪速大学紀要 人文・社会科学』二、一九五四年）、同「川柳評萬句合にあらわれたる三井呉服店の研究（補遺）」（『浪速大学紀要 人文・社会科学』三、一九五五年）、坂本信太郎「川柳から見た江戸の商店―越後屋呉服店を中心として―」（『早稲田商学』二七六、一九七八年）、花咲一男『川柳江戸名物図絵』（三樹書房、一九九四年、三二〜三四頁）などが挙げられる。

(2) 齊藤隆三『近世時様風俗』（三省堂、一九三五年、一四九頁・一六八〜一七七頁）。

(3) 三越編『株式会社三越一〇〇年の記録』（三越、二〇〇五年、二七頁）。

(4) 前掲鈴木論文一九五四年。

- (5) 大丸編『大丸二百五拾年史』（大丸、一九六七年、六五～六六頁）。
- (6) 段上達雄「傘の歴史と民俗 1—和傘の成立と展開—」（『別府大学大学院紀要』二四、二〇二二年三月、三四～三五頁）。
- (7) 豊泉益三『越後屋覚書』（三邑社、一九五五年、六六～六七頁）。
- (8) 前掲坂本論文一九七八年。
- (9) 宝永元年（一七〇四）に本町二丁目にあった小野田家の松坂屋の跡式を引受けた店。享保元年（一七一六）には本町一丁目に移転したため当初は一丁目店と呼んでいた。明和三年（一七六六）に芝口二丁目西側に移転して江戸芝口店と呼ぶようになった。
- (10) 「商売記」享保七年（三井文庫所蔵史料 北三一五）。三井文庫編『三井事業史』（資料篇一、一九七三年、三四頁）にも翻刻あり。
- (11) 形式から見て本稿で便宜的に振った名称であり、正式名称は定かではない。

## 一 創業期から一八世紀半ばにおける傘の調達と管理

### 1 近世における庶民用の傘

越後屋の傘を見ていく前に、まず本稿で対象とする近世の傘について確認しておきたい。本稿で取りあげる傘は、雨天用の差傘で、開閉可能な竹製の骨組みに和紙を張り、和紙に防水用の油を引いたものである。

「守貞謾稿」<sup>(1)</sup>によると、このような民間で用いられる紙製の傘は天正頃に海外から伝来したものがベースになっているという。天和年間（一六八一～八四）まで、このタイプの傘の主要生産地は大坂であり、江戸ではそれを移入していた。当初、傘に張られた紙は厚く、竹の骨組の削りも粗く、結束用の糸は強く、装飾糸も施されていなかったという。

このタイプの傘は「大黒屋のつんぼ傘」「大黒傘」と呼ばれ、近世後期には「番傘」と呼んでいたが、江戸では下り番傘の総称として「大黒傘」とも呼ばれていたという。「守貞謾稿」の書かれた一九世紀後半においても、江戸の番傘は専ら大坂から送られてきたものを用いていたという。

元禄年間（一六八八〜一七〇四）には「蛇の目傘（中央・外周部分に青色の土佐紙、中間に白紙を張った傘）」の生産も始まり、三都で庶民にも傘が普及していき、正徳年間（一七一〜一六）以降、江戸で紙傘の生産も始まったという。大坂は傘の一大生産地であり、正徳四年時点で大坂から移出された傘は年間に二三方四二五〇本、銀額にして六五〇貫目余であった<sup>(2)</sup>。なお、「我衣」<sup>(3)</sup>では、江戸での生産開始を貞享年間（二六八四〜八八）としている。

さらに享保年間（一七一六〜三六）頃から、蛇の目傘の端の青紙に定紋（各家で定めている紋）を描くようになったという。この時点では青紙を切り抜いて白紙を張ったところに紋を描いていたようだ。さらに元文年間（一八三六〜四一）以降、細く軽い骨組の傘が好まれるようになると、骨組を磨き、装束糸を無くし、白紙を張った簡易な傘が江戸で製造されるようになった。前述の「我衣」では「手ぬきをして下直にうる」ものと評している。

以上のように「守貞謾稿」の記述に依拠すると、近世において庶民に紙製の傘が普及したのは元禄年間以降であり、江戸での傘の生産が始まったのは貞享年間か正徳年間頃で、特に元文年間以降、廉価で簡易な傘が量産されるようになった、ということになる。それ以前に主要な雨具として用いられていたのは菅笠と合羽であった。一七世紀末から一八世紀前半にかけて、紙製の傘が庶民の手に行き届くようになったのである。

## 2 創業期の越後屋における傘の調達

(1) 黎明期の傘の記録

それでは、越後屋の傘がいつ頃から確認できるか見ていきたい。延宝元年（一六七三）に三井高利とその子どもたちによって本町一丁目で開催した越後屋は、天和三年（一六八三）に駿河町に移転し、以後駿河町を江戸の本拠地として商売を続ける。本町に店を構えていた頃の越後屋の傘に関する記述は無いが、創業時の品物のない時に、簞笥に紙屑や編笠を入れていたというエピソードは残っている。<sup>(4)</sup>現時点で確認できる最も古い傘の調達記録は、元禄三年（一六九〇）の記事である。

〔史料二〕<sup>(5)</sup>

本店遣之定

（中略）

一百廿匁

からかさハ

安キかよく候

からかさ五十本

てうちん四五本

雨せうし<sup>(障子)</sup>之分

これは高利の六男・高好の作成した「宗感覺帳」という記録の一節で、江戸本店の雑費に関する記述の一部である。ここでは銀一二〇匁で唐傘五〇本、提灯四〜五本、雨障子を調達したことがわかる。また唐傘は安いものが良いとしており、極力安価に唐傘を大量調達することが求められていたこともうかがえる。同年の江戸店の奉公人は八〇人であったとされてお<sup>(6)</sup>り、調達している傘の本数は奉公人の人数よりも少ない。この時点で既に店に配備されている傘もあると思われるが、奉公人一人に一本ずつ傘を配備する必要は無いにせよ、後年に比べると傘の調達本数としては控えめであ

第2表-1 18世紀前半の傘と笠の調達

単位 笠は蓋, 傘は本

		江戸本店				江戸向店			京本店
		傘		菅笠		傘		菅笠	傘
		上 期	下 期	上 期	下 期	番 傘	無 地		
		上 期	下 期	上 期	下 期	上 期	上 期	上 期	下 期
元禄3	1690	50							85
宝永6	1709								
宝永7	1710	94	85	48	23				
正徳元	1711	110	87	81	20				
正徳2	1712								
正徳3	1713		127		10				
正徳4	1714								
正徳5	1715								
正徳6	1716	193		80					
元文5	1740					111	14	38	

第2表-2 18世紀前半の合羽の調達

		江戸本店				江戸向店		京本店		
		合羽		赤合羽		青合羽	漆合羽	丸合羽	供合羽	合羽
		上 期	下 期	上 期	下 期	下 期		上 期	上 期	下 期
宝永6	1709									1
宝永7	1710	14								
正徳元	1711	22	22							
正徳2	1712									
正徳3	1713			15	21	4				
正徳4	1714									
正徳5	1715									
正徳6	1716			15						
元文5	1740						3	5		

る。江戸出店から一七年後、駿河町移転から七年後には、奉公人の人数に迫る本数の傘を調達していたのである。先述したように、「宗感覺帳」の元禄三年という時期は、蛇の目傘の開発により庶民に傘が普及し始めた時期に合致する。「からかさハ安キかよく候」と書かれていることから、傘の普及とともに量産化も進んだことで、安価な傘を選択して購入できる状況があらわれたこともうかがえる。この時点で傘を大量に配備していた理由は定かではない。現時点で断定できないが、後年のように来店客や駆け込んだ





第1図 幕末の大坂両替店の子供

出所 「大阪三井両替店「子供」風俗」(三井文庫所蔵史料画28)。

人々に貸すことも前提としていたものと考えたい。この頃から消耗品として傘を運用できる環境が整ったということであろう。普及しはじめたばかりの傘を顧客に貸すことは、店頭販売を行う呉服店にとって話題作りの一つにはなっただうにも思われる。

(2) 笠と傘

ところで、越後屋開業時に編笠を配備していたことは既に触れたが、奉公人は笠を使用することも多かったようだ。幕末の大坂両替店の例だが、子供の服装を描いた絵画が残っており、そこには子供の容姿とともに「暑中使用笠」とされる笠も描かれている(第1図)。越後屋の状況はわからないものの、両替店同様に奉公人の日除け用・雨除け用として幕末まで笠を使用していた可能性は高い。

右でみたように傘の調達は元禄年間に始まっていたようであるが、一八世紀前半の越後屋(京本店・江戸本店・江戸向店・大坂本店)では傘(唐傘)を調達しつつ、江戸本店と江戸向店では笠(菅笠・編笠)も同時に調達しており、帳簿の同じ箇所併記されている(第2表)。また、江戸本店・江戸向店・京本店では合羽も調達していた。江戸本店の場合、宝永七年(一七〇九)・正徳元年(一七一二)・同三年・同六年の調達数がわかり、ここでは一〇〇本超の傘を調達するケースもあること、笠より傘の調達数が多いことを指摘できる。合羽は笠より調達数が少ない。傘は

番傘（ここでは番号入りの傘の意）と、無地の傘の二種類用意する店もあった。ここでの笠と傘の用途も判然としないが、いずれも大量に調達されていることから、客への貸し出しも想定した備品と思われる。

笠については、江戸向店が元文五年（一七四〇）の上期に三八蓋調達しているのが、現時点で帳簿上で確認できる最後の記録である。本稿冒頭で紹介した川柳も、安永や天明など一八世紀後半のものが中心で、後述するように一九世紀の前半で笠の大量調達は帳簿上で確認できない（合羽は店舗によっては調達を続けている）。以上から越後屋では、一八世紀の半ば頃までは客に貸し出す雨具として笠と傘は併用されていたが、その後一八世紀後半に傘に一本化していったのではないかと考えられる。着用する雨具より手持ちの雨具の方が貸し借りしやすく、このことが笠から傘への転換を推し進めた要因といえるかもしれない。

### 3 越後屋における傘の管理

#### （1）傘の管理

元禄年間に続き、宝永年間（一七〇四～一一）の史料にも傘に関する記述がわずかに残っている。京本店の台所の規則に、店の備品に関する以下のような記述がある。

〔史料三二〕<sup>(7)</sup>

（省略）

一新規ニ拵え候道具、何に不限支配人江窺可申事

一道具帳拵置、二季ニ相改可申候、尤支配人替目之節右長面を以相改可申候、諸道具ハ不及申、相借之衣類蚊帳等

迄相改可申事

一傘・桃燈借失候事多く候、番付二而借帳出入可仕事

（省略）

（ここでは傘・提灯の「借失」（貸したまま返却されない）が増えてきたこと、傘・提灯に番号を付け、「借帳」（貸出簿）で貸し出しと返却を記録すること、を定めている。宝永年間の京本店では、店表でなく台所が店舗の備品を調達していた。ここでは傘や提灯が貸して返ってこないケースが増えたことから、傘・提灯などの備品に番号を付し、貸出簿で管理するようになったのである。京本店は本店一巻の事業本部にして仕入店であり、店頭販売をするような店ではないものの、雨天時に取引相手や出入の人々に傘・提灯を貸し出すことを行っていたものと思われる。京都での傘の調達がいつ頃から始まったのか不明であるが、未返却備品が多くなったことから、管理体制を見直す必要がでてきたものといえる。本規則の作成された宝永期は、高利没後、高利の子どもたち世代が三井の体制を整備していく時期に合致する。<sup>8</sup> 様々規則が作られ、宝永七年（一七一〇）には三井の事業と家を束ねる「大元方」も創設される時期である。三井では体制整備・規則整備を進めていく中で台所にも目を向け、物品調達や備品管理にいたるまで記録の徹底を図っていたことがうかがえる。傘の一本一本に登録番号を付与し、貸出・返却を貸出簿で管理するやり方は、三井の体制整備の一環として行われたものともいえるだろう。

ところで、傘の喪失・紛失については、後年の記事にもいくつか登場する。例えば京本店元締・向崎吉郎兵衛は、寛政十年（一七九八）に作成した記録のなかで以下のように記している。

〔史料四〕<sup>(9)</sup>

一表諸入用、右前々と八人雇、振舞・進物・傘之類迄も甚多分入用相増候、(中略) 然二譬者サシ(五百貫)、無益之諸入用在之時者サ(十)舟(百)、之商失ふと申物二候、然ハ傘壹本貸失ふ者サシ(十)、之商失ひ、又シ、之振舞、シ(十)、之進物者舟、之商ひ失ふ事を常々能申聞候方無之而者、商人之抜から、片方了簡二成り、是商人之入り二無之候

ここでは、以前と比較して店表の必要経費が多いこと、得に人雇い(奉公人や下男、その他日雇いの労働者も含むか)が増えたこと、振舞や進物、傘の類にいたるまで増加していることを指摘している。また、たとえ話として銀五〇貫目の無用の経費は銀五〇〇貫目の商売上の損失と同等であるとし、傘一本貸し失えば銀五〇〇匁の損失、銀一〇〇匁の振舞や進物は銀一〇〇匁の損失と同等である、と理解しなければ、商人として抜け殻同様であり、考え足らずであり、商人の内にも入らない、と評している。越後屋の必要経費が増えるなかで、経費節減が求められており、そのなかで人件費をはじめ、振舞・進物と並んで傘の調達や紛失が取り沙汰されているのである。振舞や進物といった顧客に渡すものと同列に傘を扱っていることから、ここでの傘は店外に貸し出す傘も想定しているものと思われる。「史料三」で見たとように、傘の調達・管理は台所部門で行うものの、店表での必要物品という認識も持たれていたことがうかがえる。なお、傘一本失えば銀五〇匁の損失という書きぶりから、寛政十年頃の京都では傘一本あたり銀五匁ほどで調達できたものと思われる。<sup>(10)</sup>

傘の管理については、さらに時代の下った嘉永二年(一八四九)の京本店の子供向け規則にも盛りこまれている。

〔史料五〕<sup>(11)</sup>

一傘之事

附り

職方江預ケ置候事一切無用

又諸方并職方ニ而借候ハ、早々返し可申事

ここでは傘について、職方に出かけた際に傘を預け置いてはならないこと、出かけた先や職方で傘を借りた場合は速やかに返却すること、を定めている。雨天時に傘を差して職方に行ったものの雨が止み、傘を預けて帰るか、置き忘れて帰るケースが少なからずあったものと思われる。傘については対外的に貸して返ってこないケースもあれば、ここで注意されているように奉公人が紛失するケースも少なくなかったのである。江戸の場合、「俄雨三井の手代よその傘」（附表1 No.33）、「越後屋の手代はよそで傘を借り」（附表1 No.34）などと詠む川柳もある。出先で傘を借りるケースは起りうることだが、傘を借りる越後屋の手代の姿が川柳の題材になるほどに、一八世紀半ば以降の越後屋の貸傘の知名度は高かったともいえよう。

(2) 暖簾印の管理

右で見たように、越後屋では宝永年間（一七〇四～一一）に傘に管理番号を記載するようになった。では暖簾印はどうであったか。先述したように「守貞謾稿」によると一般的に傘に定紋を入れるようになるのは享保年間（一七一六～三六）であったという。越後屋でも、遅くとも享保年間には暖簾印を傘などの道具類に入れるようになっていたのではないかと思われる。寛保元年（一七四一）、越後屋では奉公人の暖簾分けのルールを改訂し、そのなかで暖簾印の使い方について言及している。

〔史料六〕<sup>(12)</sup>

(省略)

一暖簾印丸之内ニ井桁三文字差免候面々、是迄傘又者桃燈・風呂敷などに右之印附候族有之様ニ相聞え候、向後相改、暖簾者格別家内一切之諸道具等ニ右之印附ケ申儀不罷成候条、其旨急度相心得可被申事

(省略)

ここでは、暖簾分けして「丸に井桁三」の使用を認めた者のなかに、傘・提灯・風呂敷に印を入れる者がいるという情報を得ていること、これ以後規則を改め、暖簾以外の家内諸道具での「丸に井桁三」の使用を禁止すること、を述べている。暖簾印入りの傘はこの時点で越後屋とともに暖簾分けした奉公人の店でも使われていたことがうかがえる。

越後屋では奉公人に暖簾分けを認める際、家名と暖簾(家印)を与えていた。家名は「越後屋」、暖簾は退役時の職階に応じて「丸に井桁三(丸之内井桁三文字)」「井桁三(丸無し井桁三文字)」「丸越(丸之内越之字)」の三系統あった。また、寛保元年以前において、江戸・大坂の元奉公人は、江戸・大坂で呉服商売をしてはならないこと、それ以外の地域で呉服商売を希望する場合、越後屋の許可を得た上で家名を越後屋、暖簾を丸越として商売することとしていた。さらに、京都の元奉公人は、京都で呉服商売をしたい場合、役柄に応じて丸に井桁三の使用を認めてきたこと、これまでの奉公人はこれまで通り許可し、新規の者について、越後屋の重役クラスである大元締から元方掛り名代までの者は京都で呉服商売をする場合、丸に井桁三の使用を認めること、他国での呉服商売をする場合、丸に井桁三の暖簾印の使用は認めないこと、としている。

暖簾分けの規則は延享三年（一七四六）に再確認されており、特に「向後左之通文言相認可差出事」として書面で家名と暖簾印の使用ルールについて周知することになったものと思われる。

〔史料七〕<sup>(13)</sup>

（省略）

覚 支配退役之分

一 其方儀任願向後

家名 越後屋ト名乗可申候

暖簾 丸之内井桁三文字付可申候

一 右丸之内井桁三文字者入口暖簾ニ限り付可申候、其外看板又ハ売上ケ荷物之絵符、惣而諸道具等ニ付申儀堅相成

不申候

一 於他国呉服商売仕候ハ、丸之内井桁三文字暖簾印堅相成不申候

一 又手代之分ハ丸之内井桁三文字暖簾印堅付させ申間敷候、丸ニ越字ニテも私之了簡ニ而付させ申間敷候、此方ニ相断差図之上差免可申候

右之通相心得可被申候、仍而如件

ここでは支配人を退役した奉公人を事例として、家名は越後屋の名乗りを認め、暖簾印として丸之内井桁三文字を認めること、丸之内井桁三文字は入り口暖簾に限り使用を認め、看板や売上荷物の絵符やその他の諸道具につけることは

禁止すること、他国で呉服商売をする場合は丸之内井桁三文字の暖簾すら使用禁止とすること、「又手代」（暖簾分けした奉公人の抱えている奉公人）に丸之内井桁三文字の暖簾印の使用を認めさせないこと、丸に越字であっても勝手に着けさせてはならないこと、越後屋に断りを入れて差図を受けて許可すること、などを定めている。基本的に寛保元年の規則と内容は変わらず、又手代の条項が追加されたようである。

さらに、安政六年（一八五九）十月にも規則が改訂され、その冒頭で「手前家名之儀者諸国江普く弘り有之、越後屋与存居候間、暖簾印差免候輩、家名之誹謗を請不申様、多年急度相心得可申候、勿論常々召仕之者へも能々申聞セ、家名穢し不申様ニ相慎せ可申候<sup>(14)</sup>」と記している。奉公人が越後屋の名前と暖簾印を使って不法な商売をし、越後屋の評判を落とすことを警戒している様子がうかがえる。同じような警戒感、寛保年間以前の段階でも生じていたものと思われる。暖簾分けする奉公人が多人数になるにともない、他国で呉服商売をしたいと申請する者も現れた。暖簾印の入った傘・提灯・風呂敷などの道具類は、良くも悪くも越後屋の名を広めるツールであったが、逆に越後屋の名前で不法な行いをする者もいたのかもしれない。越後屋では、呉服商売のルールとともに、家名や暖簾印の使用制限などを盛り込んだのであろう。暖簾印を入れることによるマイナス効果を警戒し、特に暖簾印の使用制限という方向で規則を改定したのであった。

ところで、筆者は以前、越後屋の宣伝広告（配札、引札）についてまとめたことがある。そのなかで、享保九年九月に大坂本店が札配りを実施しており、その配札は、西日本各地において、越後屋の手代で宿入（＝暖簾分け）を許された者や中途退職者のなかに、越後屋の屋号を名乗って商売するものがあるとの噂（沙汰）があるため、札にその事情（趣旨）を記載して配った、という事例を紹介した。<sup>(15)</sup>越後屋が、暖簾分けして独立した元奉公人や、越後屋をかたる他の商人に注意するよう顧客に呼びかけているのである。また、配札を行った翌年（享保十年）から、暖簾分けを許可し



た奉公人、その者に与えた家名（越後屋）と暖簾印（丸に井桁三「丸に越」など）の記録を取り始めている。<sup>(16)</sup> 越後屋では享保年間の中頃から暖簾印を与える者の管理と、暖簾印の使用制限を開始したことになる。これに先立つ享保七年（一七二二）、三井では高利の長男・高平の遺書の体裁で、家法「宗竺遺書」を制定したばかりであった。「宗竺遺書」のなかで財産共有制や同族の範囲を設定しているのだが、同時期に奉公人に対する暖簾印の管理・統制の強化を行っている。元奉公人や模倣者が、越後屋と同じ暖簾印を掲げて不実な取引や商売をすることで、越後屋本体にも悪影響を与える可能性もある。そのため越後屋の暖簾印の利用制限を掛けて、宣伝とならないように設定しているように思われる。三井では、当該期の元奉公人とその商売の動きを踏まえつつ、三井の体制整備の一環として、暖簾印の無断使用の禁止を定めたのであろう。

#### 4 越後屋の傘の意匠と調達

##### （1）傘の仕様

以上を踏まえて、越後屋の傘の意匠や、傘に盛りこまれていた情報について考えてみたい。一般的な近世の商家の傘について、「守貞謄稿」では以下のような仕様を取りあげている。

##### 〔史料八〕<sup>(17)</sup>

譬へば此傘（筆者註、第2図参照）<sup>(18)</sup> は本町伊勢屋万兵衛の所持なり、今は戸主の名に入山形を副て記号にする也、此記号は家紋と別也、俗に「しるし」と云、又番数を記す、或は彼を書て是を不書、或は是を記て彼を不筆、皆とも随意也



第2図 傘の意匠の例

これによると、江戸本町伊勢屋万兵衛という商家を事例に、傘に暖簾印（家紋とは異なる）を記載すること、番数を記載すること、しかし盛りこむ情報は商家の随意であること、を述べている。この文章に添えられている傘の図（第1図）には「分」「伊」「本」「子ノ千弍拾」と書かれているため、暖簾印・番号以外にも所在地・屋号を記載するケースもあり、それらのどれを記載するかは商家次第ということだったようだ。

越後屋の傘がどのような姿だったのかは、残存している越後屋の史料から現時点で明らかにすることができない。傘の仕様書や図案といった史料は残っていないのである。勿論、傘の現物も残っていない<sup>19</sup>。少なくとも、「史料三」でみたように管理番号は記載されており、「駿河から反古染の傘たんと出る」（附表1 No.16）という川柳もあるように何らかの文字情報も書かれていたことはうかがえる。

越後屋の暖簾印「丸に井桁三」入りの傘を描いた数少ない事例として、安永八年に刊行された「案内手本通人蔵」<sup>20</sup>がある（第3図）。この挿絵の中で武士が破れ傘を差しており、その傘に「丸に井桁三」の暖簾印と「百三十七」の番号が書かれている。先述したように、越後屋では寛保元年（一七四一）以降、暖簾分けした奉公人に対し、傘や提灯に「丸に井桁三」の暖簾印を入れることを禁止していた。また時代は下るが、「江戸買物独案内」<sup>21</sup>を通覧するかぎり、文政七年（一八二四）段階の江戸で「丸に井桁三」を使った商人は、三井八郎右衛門（江戸本店）、三井八郎兵衛（江戸向店）、三井喜左衛門（糸見世）<sup>22</sup>以外に、照降町の地下り雪踏問屋・越後屋徳兵衛（北村徳兵衛か）、<sup>23</sup>瀬戸物町通りの生蠟



第3図 「丸に井桁三」入りの傘

出所) 喜二三「案内手本通人蔵」安永8年(国会図書館所蔵史料 207-33, 国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/9892439/1/8>). 2024年12月9日最終閲覧. 原本を一部トリミングして利用.

燭問屋・越後屋五左衛門（河野五左衛門<sup>24</sup>）のみであり、おそらく兩名とも越後屋の元・奉公人や通勤手代である。越後屋を名乗って商売する元奉公人は多くないのである。越後屋の作成した規則を遵守しているならば、この二軒は「丸に井桁三」の印を入れた備品を使っていないはずなので、「案内手本通人蔵」に描かれる傘は、越後屋の傘をモチーフとして描かれた可能性は高い。

また「駿河町とあるのが私の傘」（附表1 No.26）、「まんざらな傘を越前屋と直し<sup>25</sup>」（附表1 No.30）といった川柳があるように、「駿河町」「越後屋」など所在地・屋号を記載した傘もあったようだ。以上のことから、越後屋の傘に記載される内容としては、一般的な商家同様に、暖簾印、番号、所在地、屋号などがあったものと思われる。後述する芝口店のように、用途に応じてそれらを使い分ける営業店もあったが、それらの情報が傘に全て盛り込まれていたのか、時期によってデザインが異なっていたのかは現時点で明らかにできていない。

## （2）傘の調達先

ところで越後屋では、どこから傘を調達していたのだろうか。現時点で越後屋の傘の調達ルートは明らかにできていない。江戸の場合、先述したように貞享か元文頃には江戸で傘の生産が始まっていたが、大坂からの下り傘の需要も多かった。<sup>26</sup> 文政七年の「江戸買物独案内」に江戸に地下り傘問屋や下り傘問屋は四五軒あり、かなり多くの傘問屋が存在していた（本稿末尾・附表2参照）。また、一部の雪踏問屋のなかにも傘を扱っている者もあり、下り傘問屋を兼業している提灯問屋や傘の轆轤部分を扱う提灯問屋もいた。越後屋の調達していた傘が下り傘か地傘かはわからない。急ぎの発注の場合に江戸で傘を作らせ、仕様が決まっただけで大量発注するのであれば大坂で作らせて下らせることも考えられる。<sup>27</sup> これらの傘を扱う問屋のうち、下り傘問屋として芝口一丁目（越後屋幸次郎（丸越を使用））、地下り雪踏問屋として先述した越後屋徳兵衛（丸に井桁三を使用）がいる。徳兵衛は雪踏問屋だが地下り傘や下り大黒傘も扱っていた。

先述したように徳兵衛は元・三井の奉公人と思われる人物であり、幸次郎も暖簾分けした奉公人と思われる。このような近隣の地下り傘問屋や暖簾分けした奉公人の店に傘を大量発注している可能性もある。

なお、越後屋は江戸に小名木川店（小名木沢とも表記される場合もあり）という店も構えていた。この店は米や味噌など店の台所で使用する物品を調達する店だった。<sup>(28)</sup> これらの物品は、後述する帳簿（「小遣方目録」「小遣目録」「雑用方目録」）のなかで「雑用」という科目に含まれるもので、小名木川店は「雑用」物品の調達を担当していたものと思われる。傘は各店舗の「小遣方目録」等の帳簿で「諸入用」という科目に含まれるため、小名木川店の調達対象外ではなかったように思われる。

- (1) 喜田川守貞「守貞謄稿」嘉永六年。本稿では『類聚近世風俗志』（更生閣書店、一九〇八年、三七九〜三八二頁、国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/1444386/1/520>、二〇二四年十二月九日最終閲覧）を参照した。
- (2) 「正徳四甲午年從諸国大坂江来ル諸色商売物員数并代銀寄」（三井文庫所蔵参考図書 D二二〇一六九）。本史料は大石慎三郎「史料紹介」『正徳四年大阪移出入商品表』について（『学習院大学経済論集』三一、一九六六年）で紹介されている。傘については同史料の数字を前掲段上論文二〇二二年（三四頁）で紹介している。
- (3) 加藤曳尾庵「我衣」宝暦十三年。本稿では、岩本佐七編『燕石十種』（第一、国書刊行会、一九〇七年、一八二〜一八四頁、（国会図書館デジタルコレクション） <https://dl.ndl.go.jp/pid/991268/1/99>、二〇二四年十二月九日最終閲覧）を参照した。
- (4) 「商売記」（『三井事業史』資料篇1、一九七三年、三二頁）。この編笠が雨よけか日よけかは確認できていない。
- (5) 「宗感覺帳」天和三年〜元禄三年（三井文庫所蔵史料 北六一〇）。当該期のような規則や支出が書かれている。
- (6) 吉田伸之・西坂靖「史料紹介「宗感覺帳」——創業期三井越後屋の動向——」（『三井文庫論叢』二四、一九九〇年、二五一頁）。同史料紹介は、三井文庫ウェブサイトでも閲覧可能。二〇二四年十二月九日現在のURLは <http://mitsu-bunko>

- (7) 「台所向」宝永年間（三井文庫所蔵史料 本九八〇）。
- (8) 村和明「三井初期の集団指導体制の変容―宝永期の三井高富と大元方成立―」（『三井文庫論叢』第五〇号、二〇一六年）。
- (9) 「向崎玄甫商盛衰旧記」寛政十年（三井文庫所蔵史料 追一五九三）。
- (10) 「守貞謄稿」によると、先述した元文年間以降江戸で製造されるようになった傘の価格が銀六〜七匁であり、外見に比して高価であると評している（前掲『類聚近世風俗志』三八二頁）。江戸と京都とで土地は異なっているものの、寛政年間にはやや安価に傘を調達できるようになっていたものと思われる。
- (11) 「子供寄会示合書」嘉永二年（三井文庫所蔵史料 本一四六八―五〇一）。
- (12) 「家名暖簾相免置手代江改申渡建」寛保元年（三井文庫所蔵史料 本一〇三〇―一六）。
- (13) 「家名暖簾印差免切手控」（三井文庫所蔵史料 続一一七九）。この点は『三井事業史』（本篇一、一九八〇年、二六〇―二六一頁）でも言及している。なお、本史料を用いた暖簾分けの分析については西坂靖『三井越後屋奉公人の研究』（東京大学出版会、二〇〇六年、一三三―一四〇頁）に詳しい。
- (14) 「家名暖簾相免置手代江改申渡建」寛保元年（三井文庫所蔵史料 本一〇三〇―一六）。
- (15) 下向井紀彦「一八世紀における三井越後屋の宣伝広告―引札に関する基礎的研究―」（『三井文庫論叢』五一、二〇一七年、二五四―二六六頁）。
- (16) 「家名暖簾印差免切手控」享保十年（三井文庫所蔵史料 続一一七九）。
- (17) 前掲『類聚近世風俗志』三八二頁。
- (18) 本図については喜田川守貞「守貞謄稿」（巻三〇、国会図書館所蔵史料 寄別一三一―四一、国会図書館デジタルコレクション [https://dl.ndl.go.jp/pdf/2592416/1/7\\_110124年十二月九日最終閲覧](https://dl.ndl.go.jp/pdf/2592416/1/7_110124年十二月九日最終閲覧)）を一部加工して利用した。
- (19) なお、本稿執筆時点において、三越やアド・ミュージアムの作成した越後屋の傘のレプリカが存在しているが、いずれ

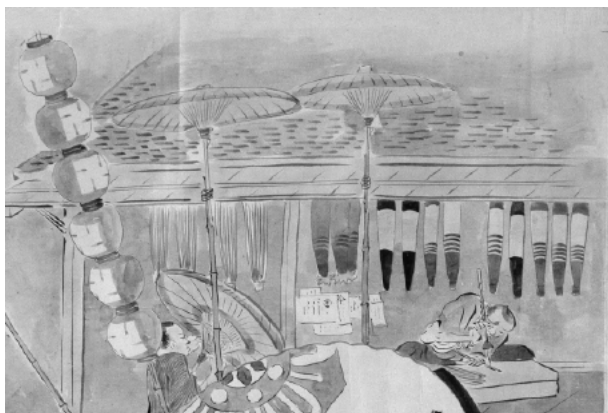
も想像して作られたもので、近世に実際に使用されていた傘の意匠とは異なるものと思われる。

(20) 喜二三「案内手本通人蔵」安永八年（国会図書館所蔵史料 二〇七―三三、国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/9892439/1/8> 一〇二四年十二月九日最終閲覧）。

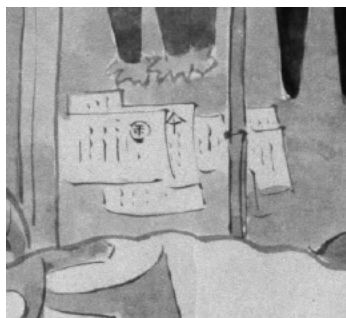
(21) 中山五郎左衛門編「江戸買物独案内」文政七年（三井文庫所蔵参考図書 D四〇九―二〇）。国会図書館デジタルコレクションでも閲覧可能（<https://dl.ndl.go.jp/pid/8369319> 一〇二四年十二月九日最終閲覧）。

(22) 糸類・組物類の販売に従事した店舗。店は室町二丁目（駿河町南側の江戸向店に隣接）にあった。

(23) 北村徳兵衛は江戸芝口店の奉公人で、文化十二年（一八一五）に支配、文政二年（一八一九）に通勤支配となり、最終的に天保七年（一八三六）に元方掛名代まで進んだ。江戸本店の重役の一人である。徳兵衛の暖簾分けの記録は確認出来ないが、文政二年に通勤支配となっているため、文政七年時点で、自分の商売と居宅を持っているものと思わ



参考図 傘職人（部分）



一部拡大

出所）「職人尽絵詞」（第三軸，鍛形蕙斎原画・和田音五郎模写，国会図書館所蔵史料 寄別 1-4-7，国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp/pid/11536006/1/9>，2024年12月9日閲覧）。

れる。確定はできていないのだが、とりあえずこの越後屋徳兵衛を北村徳兵衛と比定しておきたい。

(24) 「家名暖簾印差免切手控」(三井文庫所蔵史料 続一一七九)に以下の記述がある。

文化十二年亥十月 江戸 河野五左衛門へ

右延享三年寅十一月、河野小三郎へ御聞濟御座候、屋号御書付度所持、其後五左衛門与相名乗致相統候、然三川嶋善次郎御屋号ニ而蠟燭致商売来、右株式此度五左衛門方へ譲受候ニ付、屋号之儀是迄之通五左衛門より相願候故、下地御書付取呼せ候処、右文言と八違、下地御書付ニ而ハ此度相願候義ハ尤ニ候ニ付、御伺之上下地御書付之奥へ改被仰渡候事

もともと奉公人の河野小五郎に暖簾分けを認め、後に河野五左衛門が相続していた。川嶋善次郎の屋号で蠟燭商売をしていた株を五左衛門が譲り受けることとなり、越後屋五左衛門の名前で蠟燭問屋を引き継いだもののようだ。

(25) ここでは「越前屋と直し」の部分を「越後屋と書かれていた傘を越前屋と書き直した」と解釈した。

(26) 前掲『類聚近世風俗志』三八二頁。

(27) 「職人尽絵詞」という図版入りで江戸時代の職業を紹介している絵巻のなかで傘職人が描かれている。蛇の目傘から白紙の傘まで多種の傘が天井から吊されており、傘の轆轤部分の製作をしている職人と、傘に紙を張るか油を引いている職人がみえる。工房の壁面には暖簾印や文字の書かれた仕様書が何枚も貼られている(参考図)。具体的などころはわからないものの、越後屋も傘を注文する際に絵にみえるような仕様書を送り作成させていたものと思われる。

(28) 「此度店々江申渡覚」宝永年間(三井文庫所蔵史料 北七)、『三井事業史』(資料篇一、一九七三年、一三九〜一四一頁)に掲載あり。

## 二 一九世紀における傘の調達状況

### 1 本店一巻の決算帳簿にみえる傘の記述





第4図 本店一卷の決算帳簿群入りの箱  
(天保11年上半年)

三井の呉服店部門（本店一卷）の史料群のなかで、決算帳簿がまとまって残っているのは文政元年（一八一八）以降である。ここでは、本店一卷の決算帳簿から傘の調達状況を見ていくこととしたい。本店一卷では、各店舗が半期ごとに決算帳簿を作成し、それを事業本部である京本店に提出すると、京本店で本店一卷の総決算帳簿を作成していた。この半期ごとの各店舗の帳簿群は一つのまとまりとして木箱に收容して保管してある（第4図）。決算帳簿群は文政元年（一八一八）～明治初年（一八六八）まで五〇年分の記録が残存しているが、一部欠本もある。呉服部門・両替部門の決算帳簿が大元方に集約され、三井の総決算帳簿である「大元方勘定目録」となる。

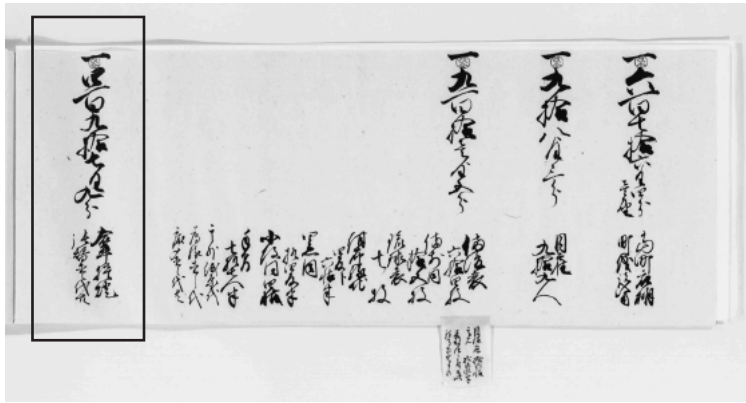
傘の調達については、本店一卷の帳簿群のうち、主要店舗（京本店、江戸本店・向店・芝口店、大坂本店）の必要経費を記載する帳簿である「小遣方目録」「小遣目録」（京本店・江戸本店・江戸向店・芝口店）、「雑用方目録」（大坂本店）に記載されている。これらの帳簿の名称は店によって異なるものの、傘はいずれの帳簿でも「諸入用」の費目に盛り込まれている。

たとえば天保十一年（一八四〇）上半期の各店舗の帳簿において、傘の記載内容は以下のようになっている。それぞれ記載内容が異なり、本店一卷全体として盛り込む内容が定まっていたわけではないようだ。

「史料九」（第5図）<sup>〔1〕</sup>  
京本店

一四九拾七匁九分 傘・提燈

張替・直し代共



第5図 小遣方目録（京本店，天保11年上半期）

〔史料一〇〕（第6図<sup>(2)</sup>、江戸本店）

一 式貫九百五拾匁六分 傘仙<sup>(千)</sup>百八拾本

同はり替百八十五本

其外直し代

（勿紙）

〔右者暑中雨天続二付、損し多ク銀高相増申候〕

〔史料一一〕（第7図<sup>(3)</sup>、江戸向店）

一 式貫三百五拾七匁 傘類

〔史料一二〕（第8図<sup>(4)</sup>、江戸芝口店）

一 式貫四百八拾匁九分 傘

番印附

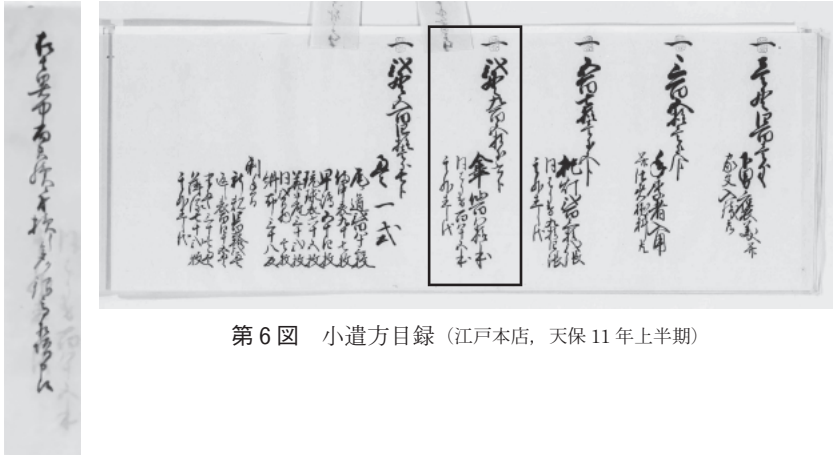
三百五拾本

張替印附

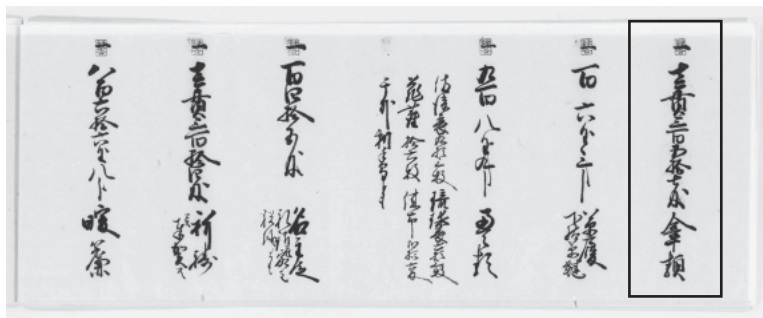
式百五拾本

渡傘

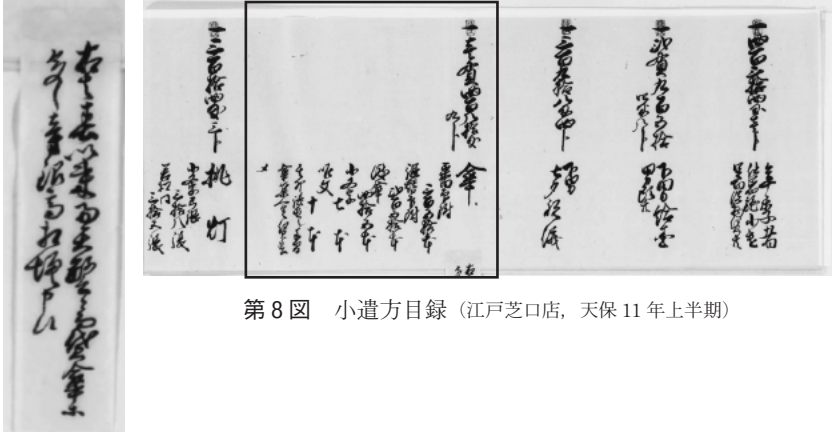
四拾五本



第6図 小遣方目録（江戸本店，天保11年上半期）



第7図 小遣方目録（江戸向店，天保11年上半期）



第8図 小遣方目録（江戸芝口店，天保11年上半年期）

小文字

七本

唯文

十本

其外張直し手間

傘集人足賃共

（下札）

「右者春以来雨天繁ニ而貸傘等多く、旁銀高相増申候」

〔史料一三二〕（第9図<sup>5)</sup>、大坂本店）

一式貫五百八匁三分 傘八百五十本

はりかへとも

〔史料九〕は京本店のもので、傘・提灯の新規調達分、張替分、修理分を含めた銀額のみ記載している。調達する傘の本数はわからない。ここでは銀四九七匁九分の費用がかかっている。

〔史料一〇〕は江戸本店で、調達金額とともに新規調達本数と張替本数を



第9図 雑用方目録（大坂本店，天保11年上半年期）

記載し、金額には骨組や紙の修理費用なども含んでいる。このときは一一八〇本を新規調達し、一八五本を張り替え、その他直し賃も含めて銀二貫九五〇匁六分かかっている。また特記事項もあり、今期は暑中に雨天が続き、破損も多かったことから直し賃がかさんだ、と報告している（各店舗の特記事項は本稿五九〜六二頁の附表3にまとめた）。

「史料一」は江戸向店で、傘類の金額を記載するのみである。傘類に傘以外の何を含んでいるのかは記載されておらず、新規調達、張り替え、直しの金額内訳や本数などの記載は無い。ここでは傘類の調達・修理に銀一貫三五七匁かかっている。「史料二」は江戸芝口店のもので、最も情報量が多い。傘の調達本数や張り替え本数を記載し、その他張り直しの手間賃や傘の回収人足賃などを込みにした金額を記載している。傘を集めて回っていることを明記しているのは芝口店のみである（他の営業店舗も回収人足賃は発生しているはずだが、どこに含まれているか明らかにできていない）。ここでは、「番印附」（番号と暖簾印を入れた傘）の新規調達三五〇本、番印附の張り替え二五〇本、「渡傘」（貸し出しでなく顧客に渡しきりにする傘か）の新規調達四五本、「小文字」（地名や屋号などの文字情報を小さく入れたタイプの傘か）の新規調達七本、「唯文」（暖簾印のみの傘か）の新規調達一〇本、その他修理費用や回収費用を込みにして、銀一貫四八〇匁九分かかっている。また特記事項もあり、春以来雨天が続き、貸し傘も多く、修理や回収のための費用も増

えた、と報告している。

〔史料一三〕は大坂本店のもので、傘の新規調達本数を記載し、張り替え費用などを込みにした調達費用を記載している。ここでは八五〇本の傘を新規調達し、張り替え費用などを含めて銀二貫五〇八匁三分かかっている。

以上、各店舗の記載内容の事例を紹介した。江戸本店と江戸芝口店の傘の種類は時期によって若干変動はあるものの、記載情報は概ね右の内容が最後まで踏襲されている。決算帳簿のため全店舗で金額を記載しつつ、江戸本店、江戸芝口店、大坂本店は調達本数や修理本数などを記載している。また、特記事項がある場合は、全ての店舗で別紙や下札を付して情報を加筆している。ここから、越後屋の傘の種類についてまとめてみる。越後屋の傘には、①貸出用の傘、②提供用の傘、があった。①には番印付という番号・暖簾印（地名や屋号なども入っていたカ）の入った傘があり、これが大量に配備されていた。また、小文字という文字を小さく書いた傘（屋号・地名のみ記載カ）や、唯紋（暖簾印のみの傘）も少数用意していた。②には渡傘（顧客に渡しきりする傘）、下男渡傘（下男に渡しきりする傘、幕末の江戸本店で登場）などがあり、少数用意されていた。第2表でみた江戸向店の「無地」も提供用の傘であろうか。このように、越後屋の傘は川柳に詠まれるような貸出用のみならず、貴賓客向けの提供用（返却不要）の傘も用意し、貸出用の傘も用途に応じて複数タイプを用意していたのである。

ところで、右の各帳簿の冒頭にはその時の奉公人数も列記されている。天保十一年上半期の各店舗の奉公人数は以下の通りである。京本店二九人（手代六七人、子供四人、下男二人）、江戸本店二八〇人（手代一三〇人、子供六九人、台所七四人、定詰七人）、江戸向店二六〇人（手代八〇人、子供四〇人、定勤仕五人、下男三五人）、江戸芝口店一四二人（手代六二人、定詰二人、子供四三人、下男三五人）、大坂本店一九〇人（通勤四人、手代九六人、子供七三人、下男一八人）となっている。江戸本店・江戸芝口店・大坂本店の奉公人数に対して、それぞれの店舗で新規調達し

第3表 諸入用内訳（文政3年〔1820〕上期）

金額順	費目	金額	割合
1	惣手代小遣	17,568.2	32.11%
2	下男給金（中店共）	7,630.3	13.95%
3	日雇賃（祝儀夜使増賃共）	4,119.6	7.53%
4	惣容休足	3,173.6	5.80%
5	水油	2,997.1	5.48%
6	傘	2,910.8	5.32%
7	台所道具一式	2,018.6	3.69%
8	蠟燭	2,007.4	3.67%
9	畳	1,989.1	3.64%
10	本出入定使（祝儀合力）	1,684.8	3.08%
11	家内祈禱料	1,623.9	2.97%
12	仏事入用	1,389.2	2.54%
13	下男褒美（家父入錢共）	1,135.5	2.08%
14	諸役所外出籠	937.5	1.71%
15	瀬戸物一式	532.2	0.97%
16	荷桐油・油障子	434.2	0.79%
17	年季者仕着せ（諸入用共）	380.3	0.70%
18	非人報謝錢	348.8	0.64%
19	表番三人給金	270.0	0.49%
20	名主・家主付届	266.6	0.49%
21	子供髪結賃（油代共）	255.8	0.47%
22	提灯	225.0	0.41%
23	はき物代	221.8	0.41%
24	箒代	143.9	0.26%
25	江ノ島鎌倉大山代参入用	138.5	0.25%
26	主中様方宿持支配送迎入用	92.1	0.17%
27	灯心・附木	74.5	0.14%
28	たばこ道具	73.8	0.13%
29	表番革羽折	73.4	0.13%
	合計	54,716.5	

傘の調達についてみる前に、諸入用全体のなかで傘のしめる割合をみておきたい。小遣目録のなかは大別して①「雑用」、②「諸入用」、③「不時入用」、④「見世入用」の分類があり、それぞれ細かい費目が立てられている。①は食料品、

## 2 諸入用全体における傘の割合

ている傘の本数は圧倒的に多く、芝口店で回収人足賃を盛り盛り込んでいることもあわせて、ここに盛り込まれている傘は店舗内での使用とともに客や来店者への貸し出しも想定していることを改めて確認しておきたい。

第4表 諸入用内訳 (天保11年 [1840] 上期)

単位 匁

金額順	費 目	金 額	割 合
1	惣手代定小遣, 子供仕着抱物料共	17,933.1	27.70%
2	下男給金	7,377.0	11.39%
3	水油類	5,609.6	8.66%
4	惣用休息	5,189.5	8.01%
5	蠟燭	4,612.7	7.12%
6	日雇	4,229.5	6.53%
7	傘	2,950.6	4.56%
8	台所道具一式	2,620.4	4.05%
9	畳	2,541.7	3.93%
10	本出入定使祝儀合力	1,837.9	2.84%
11	家内祈禱料	1,736.4	2.68%
12	下男褒美類	1,401.0	2.16%
13	仏事入用	1,231.5	1.90%
14	諸役所外出役料	819.0	1.26%
15	非人報謝錢	711.4	1.10%
16	提灯	571.5	0.88%
17	履物	381.1	0.59%
18	名主家主付届	380.2	0.59%
19	瀬戸物一式	377.5	0.58%
20	男頭七兵衛給金	360.0	0.56%
21	年季者入用	351.8	0.54%
22	荷桐油紙	342.7	0.53%
23	表番給金	270.0	0.42%
24	子供髪結賃・油代	263.0	0.41%
25	箒	251.6	0.39%
26	主中様方宿持支配人送迎入用	148.0	0.23%
27	代参入用	120.0	0.19%
28	煙草道具一式	79.3	0.12%
29	灯心・付木	51.1	0.08%
	合 計	64,749.1	

嗜好品、炭・炭団・髪結賃など奉公人の生活に関する調達品を載せる。②には日雇や下男給金などの人件費、蠟燭・水油などの光熱費、傘・提灯・畳といった店に必要な備品などを載せる。③は奉公人の出張旅費、病人の薬代などの医療費などの適宜必要なる支出を載せる。④は店から各所に贈る進物費、買物客に提供する酒肴などの雑費、文具類、店舗で使う道具類など、店頭に必要な経費などを載せる。

先述の通り傘は②の諸入用に含まれている。江戸本店の諸入用についてサンプル的に抜き出して表にまとめた。第3



第5表 諸入用内訳（万延元年〔1860〕上期）

金額順	費 目	金 額	割 合
1	惣容定小遣、子供仕着抱物料共	13,952.5	21.61%
2	役料渡	6,928.5	10.73%
3	下男給金	6,893.8	10.68%
4	蠟燭	5,785.5	8.96%
5	水油類	5,607.8	8.69%
6	日雇	3,580.0	5.54%
7	惣容休息	3,305.0	5.12%
8	台所道具一式	2,865.0	4.44%
9	傘	2,580.8	4.00%
10	畳	1,694.8	2.62%
11	本出入定使祝儀合力	1,651.1	2.56%
12	家内祈禱料	1,545.0	2.39%
13	下男褒美類	1,430.0	2.21%
14	仏事入用	970.0	1.50%
15	諸役所外出役料	819.0	1.27%
16	非人報酬銭	749.5	1.16%
17	瀬戸物一式	697.3	1.08%
18	提灯	607.0	0.94%
19	履物	391.5	0.61%
20	名主家主付届	375.0	0.58%
21	荷桐油紙	365.8	0.57%
22	子供髪結賃・油代	360.8	0.56%
23	年季者入用	335.0	0.52%
24	表番給金	270.0	0.42%
25	箒	235.4	0.36%
26	主中様方宿持支配人送迎入用	225.0	0.35%
27	代参入用	150.0	0.23%
28	煙草道具一式	126.9	0.20%
29	灯心・付木	66.0	0.10%
	合 計	64,564.0	

表は文政三年（一八二〇）、第4表は天保十一年（一八四〇）、第5表は万延元年（一八六〇）の数字である。それぞれ諸入用の内容を列記し、金額の多い順に並び替えた。いずれも手代の小遣、下男の給金、日雇賃など人件費が半数近くを占め、水油や蠟燭などの光熱費がそれに次ぐ。傘は文政三年に銀二貫九一〇匁余と、諸入用全体の五・三％程度である。天保十一年には銀二貫九五〇匁余で諸入用全体の四・五六％、万延元年には銀二貫五八〇匁余で諸入用全体の四％ほどとなっている。金額的には人件費や光熱費に比べて少ないものの、畳、提灯、台所道具などの店の必要備品のなか

用 (天保 11 年)

単位 匁

金額	割合
7,890.0	25.84%
2,954.8	9.68%
2,453.9	8.04%
1,840.5	6.03%
1,531.8	5.02%
1,480.9	4.85%
1,394.3	4.57%
1,202.0	3.94%
1,143.0	3.74%
1,050.7	3.44%
894.6	2.93%
721.1	2.36%
534.6	1.75%
523.2	1.71%
497.5	1.63%
434.1	1.42%
432.0	1.41%
398.4	1.30%
394.9	1.29%
314.3	1.03%
305.8	1.00%
300.0	0.98%
271.9	0.89%
240.0	0.79%
216.0	0.71%
214.0	0.70%
168.7	0.55%
156.9	0.51%
131.5	0.43%
105.0	0.34%
98.2	0.32%
90.0	0.29%
77.3	0.25%
47.0	0.15%
22.4	0.07%
30,531.3	

第 6 表 向店の諸入用 (天保 11 年)

単位 匁

No.	費 目	金額	割合
1	惣客小遣・小遣仕着せ	11,674.3	37.01%
2	下男給金	2,985.0	9.46%
3	燈油	2,048.8	6.50%
4	蠟燭	1,876.2	5.95%
5	傘類	1,357.0	4.30%
6	祈禱・奉賀	1,314.0	4.17%
7	日雇	1,210.0	3.84%
8	家具・台所道具	1,158.8	3.67%
9	畳類	908.9	2.88%
10	暖簾	866.8	2.75%
11	出入之者合力祝儀	852.2	2.70%
12	店用進物	817.4	2.59%
13	三ヶ都宿持支配人吉凶入用	698.7	2.22%
14	惣客花見仕足入用	648.8	2.06%
15	下男褒美	450.0	1.43%
16	福引用	369.8	1.17%
17	仏事入用	354.9	1.13%
18	紙合羽・雨障子	346.5	1.10%
19	旦那様御入用	335.2	1.06%
20	非人銭・番銭とも	318.6	1.01%
21	瀬戸物類	259.6	0.82%
22	年季者仕着施	160.5	0.51%
23	提灯類	145.2	0.46%
24	名主殿礼銀・家主祝儀	145.0	0.46%
25	草履・下駄・草鼓	106.3	0.34%
26	箆類	62.8	0.20%
27	子供水油	36.8	0.12%
28	きせる・□□竹とも	24.2	0.08%
29	灯心	11.0	0.03%
		31,543.3	

第8表 大坂本店の諸入用（天保11年）

単位 匁

No.	費目	金額	割合
1	荷物日雇	24,874.0	35.81%
2	手代・子供小遣	19,877.5	28.62%
3	支配人・組頭役料	5,375.0	7.74%
4	燈油	3,977.0	5.73%
5	傘	2,508.3	3.61%
6	台所下男給銀祝儀	1,975.1	2.84%
7	蠟燭	1,550.0	2.23%
8	前売場・外出方・子供頭役料	1,379.0	1.99%
9	祈禱料	1,298.2	1.87%
10	畳表	982.5	1.41%
11	仏事用	939.5	1.35%
12	道具類（戸障子襖桐箆筒硯箱、燭台類、鍋釜銚子、茶瓶金杓子法帳金土器、錠前鍵）	670.8	0.97%
13	客子供髪結賃油元結祝儀	670.0	0.96%
14	瀬戸物	567.9	0.82%
15	小買物（桶・杓・杓子・釣瓶・箱・橋・楊枝・灯心・附木・銭差など）	509.6	0.73%
16	履物・草履・貸下駄	481.6	0.69%
17	初元用	459.4	0.66%
18	御年寄町役祝儀月別	440.0	0.63%
19	稼具類	367.2	0.53%
20	荷桐油・油紙	190.5	0.27%
21	提灯	125.0	0.18%
22	煙草道具一式	94.7	0.14%
23	垣外番	91.0	0.13%
24	箒	58.0	0.08%
		69,461.8	

第7表 江戸芝口店の諸入

No.	費目
1	惣手代小遣料
2	下男給金、男頭共
3	灯油
4	子供仕着せ小遣洗もの足切共
5	畳類
6	傘
7	蠟燭
8	勤仕料
9	日雇い人足
10	台所諸道具入用
11	家内祈禱料
12	仏事
13	惣用花見休息諸入用
14	惣用芝居休息入用
15	出入の者へ合力
16	年季者仕着せ小遣足切洗物賃共
17	向店出し物人足
18	下男七夕祝儀
19	桐油・合羽・引窓・油障子
20	提灯
21	瀬戸物
22	増給金
23	報謝銭
24	名主殿家主祝儀
25	草履・草鞆・下駄・雪踏・鼻緒共
26	代参（日光・三峯山・大山・江ノ島）
27	町内番銭
28	松飾諸入用
29	箒・煙管・無節竹・灰吹とも
30	町内若衆へ付け届け
31	非人松右衛門仕切銭
32	久印
33	表番立附
34	本所庭諸入用・店々割合
35	附木・灯心

単位：匁

大坂本店		京本店	
春	秋	春	秋
731.6	497.0	373.7	373.7
742.3	481.6	365.2	349.8
763.0	500.2	618.1	387.8
748.0	518.2	430.7	383.9
866.6	506.8	560.3	428.7
668.8		228.0	
689.0	572.3	455.5	413.9
793.7	509.7	572.9	445.9
660.8		468.8	
878.2	562.9	438.3	337.2
836.4	607.2	403.2	286.4
784.3	554.6	317.1	379.8
958.4		220.3	
802.7	651.1	353.2	430.3
660.2	712.1	342.7	461.5
869.7	710.3	361.6	355.4
619.8	634.0	304.9	347.0
810.0	709.5	353.7	428.9
1,297.7	738.9	539.4	542.5
993.0	965.0	391.9	345.5
1,705.0	925.6	544.4	435.6
2,502.3	938.5	504.6	445.9
2,508.3	1,464.9	497.9	655.7
2,816.1	969.3	625.8	656.4
2,400.1	973.4	561.5	654.6
1,597.0	886.8	587.8	545.3
1,380.8	1,152.6	561.4	531.0
1,452.4	1,092.4	529.0	562.2
2,183.2	1,090.2	630.4	554.5
1,500.4	928.8	545.9	495.7
1,674.3	832.2	554.3	567.0
1,556.0	762.6	534.5	395.1
1,102.0	657.9	455.2	402.2
1,094.3	644.1	488.6	388.7
1,371.7	625.7	317.7	316.7
870.3	560.4	256.3	272.6
955.5	653.0	258.5	316.1
912.0	547.2	258.7	365.2
900.0	584.3	329.3	321.0
1,271.4	597.0	353.9	322.8
1,050.0	643.4	340.6	297.3
1,076.5	652.4	268.2	346.4

### 3 調達金額からみる傘の傾向

では、本店一巻の各店舗が半期ごとに傘の調達・修理にかけた銀額を見てみよう。第9表に銀額一覧をまとめ、第10表では最も多くの金額をかけていた調達品の一つであった。この傾向は他の営業店も概ね同様である。第6表に天保十一年の江戸向店、第7表に同年の江戸芝口店、第8表に同年の大坂本店の諸入用（大坂本店は「諸式入用」の数字を金額順に並び替えて掲載した。いずれも天保十一年の数字である。各店舗費目に若干異動はあるものの、概ね人件費と光熱費が上位を占め、必要備品の筆頭の一つとして傘が見える。また江戸向店や江戸芝口店では、雨障子など雨よけのその他の備品とともに合羽も計上されている。一九世紀に入っても一部店舗では合羽を店の備品として調達を続けていたことがうかがえる。江戸本店を初めとした各営業店舗で傘の調達に力を入れていたことがわかるだろう。

第9表 各営業店の傘調達費用（新規・張替）

年		江戸本店		江戸向店		江戸芝口店	
		春	秋	春	秋	春	秋
文政元年	1818	2,946.5	2,063.3	1,269.5	1,004.5	1,345.2	1,267.1
文政2年	1819	2,842.2	2,015.0	1,426.8	941.2	1,447.3	1,209.7
文政3年	1820	2,910.8	1,973.7	1,747.4	1,101.0	1,658.7	1,161.6
文政4年	1821	2,034.2	1,571.2	1,414.8	1,005.0	942.2	926.3
文政5年	1822	2,905.0	1,889.5	1,442.9	1,119.8	1,579.5	1,097.4
文政6	1823	2,235.7		1,397.0		1,577.6	
文政7	1824	2,692.7	1,515.1	1,360.3	1,068.7	1,397.7	1,283.6
文政8	1825	2,207.2	2,200.6	1,551.0	1,070.0	1,290.1	1,096.0
文政9	1826	2,224.3		1,389.0		1,163.4	
文政10	1827	2,755.8	2,128.1	1,448.3	1,038.3	1,506.5	1,187.8
文政11	1828	2,908.8	2,111.4	1,572.3	830.8	1,483.2	1,078.2
文政12	1829	2,806.3	2,136.0	1,430.5	872.6	1,633.2	1,069.8
文政13	1830	2,995.8		1,453.0		1,387.8	
天保2	1831	2,841.6	2,126.0	1,472.3	871.3	1,383.2	1,109.8
天保3	1832	2,987.1	2,358.6	1,482.9	918.5	1,362.1	1,244.0
天保4	1833	3,106.3	2,460.5	1,477.6	818.4	1,342.8	1,246.3
天保5	1834	2,957.4	2,315.0	1,349.9	762.8	1,190.3	1,123.4
天保6	1835	2,778.5	2,384.2	1,357.8	977.9	1,282.5	1,259.0
天保7	1836	3,439.1	2,180.5	1,516.0	717.9	1,766.0	1,326.5
天保8	1837	3,160.8	2,162.8	1,517.2	939.7	1,646.9	1,211.0
天保9	1838	3,438.8	2,740.6	1,646.7	810.3	1,594.5	1,260.2
天保10	1839	2,409.6	1,821.6	1,331.6	770.4	1,263.6	950.8
天保11	1840	2,950.6	1,871.7	1,357.0	881.8	1,480.9	909.4
天保12	1841	3,533.0	2,138.6	1,742.2	934.6	1,660.1	1,166.3
天保13	1842	2,682.7	1,721.3	1,256.5	795.0	1,363.0	1,168.4
天保14	1843	2,471.5	1,396.3	1,218.8	883.6	1,322.8	1,121.1
天保15	1844	2,564.8	1,418.0	1,162.8	845.3	1,393.2	1,110.3
弘化2	1845	2,598.0	1,434.4	195.4	842.5	1,603.6	963.0
弘化3	1846	3,455.7	1,485.0	1,593.3	757.1	1,771.1	1,093.2
弘化4	1847	2,580.4	1,501.4	1,139.2	891.2	1,579.7	922.1
弘化5	1848	2,473.2	1,514.7	1,154.2	854.8	1,859.9	974.3
嘉永2	1849	2,684.5	1,520.1	1,520.7	808.7	2,172.0	822.1
嘉永3	1850	2,534.1	1,427.8	1,120.1	798.6	1,487.8	902.7
嘉永4	1851	2,325.3	1,211.7	1,034.3	782.2	1,501.1	891.7
嘉永5	1852	2,222.3	1,151.5	1,153.6	771.5	1,441.0	868.7
嘉永6	1853	2,322.0	1,125.5	1,034.9	760.4	1,444.7	853.5
嘉永7	1854	2,298.6	1,307.3	1,029.5	944.1	1,418.4	982.7
安政2	1855	2,709.1	1,069.9	1,021.2	751.4	1,312.2	823.5
安政3	1856	2,226.2	1,568.6	1,032.0	758.9	1,259.7	864.5
安政4	1857	2,441.8	1,683.6	1,171.3	757.8	1,319.1	857.2
安政5	1858	2,526.1	1,784.8	1,228.7	728.6	1,185.4	807.3
安政6	1859	2,656.2	1,653.6	1,187.9	746.0	1,160.5	849.2

図で全店舗の上半期（春季、正月～七月分）のみ抽出したものをグラフ化した。

全店舗の共通点として、まず概ね上半期の調達金額が多い。これはやはり梅雨の時期の貸出の多さのあらわれであろう。梅雨に向けて準備をする必要があること、また、貸し出して返ってこない喪失分の補充、損傷分の修理などで費用がかかるものと思われる。特ににわか雨の多い時期の貸傘が多いのは容易に想像できる。下半期にも秋雨や台風、冬場のにわか雪など、傘を貸し出す機会もあるだろうが、傘を用意せずに出かけて雨に降られる可能性の高い上半期の方が支出が多いように思われる。

全体の傾向は取りづらいが、嘉永年間の後半から文久年間頃（一八五〇年代～六〇年代前半）にかけて全体的に金額の少ない時期が続いている。このあたりの理由は定かではないが、三井として経営的に危うく、緊縮財政が行われていた可能性はある。

大坂本店		京本店	
春	秋	春	秋
1,476.0		334.4	
977.2		340.8	
958.6		255.6	
956.0	714.0	229.1	316.9
1,161.6	845.3	515.1	429.3
972.5	1,508.6	545.1	449.7
1,879.8	2,126.9	446.8	489.6
2,368.6	2,058.0	1,023.0	857.2
3,122.2	2,004.3		790.3
2,177.5	2,617.8		
1,995.3	1,173.0		561.3
1,070.4		859.8	

録」（大坂本店）を使用。  
料主要帳簿目録（京本店等作成分）』（27～32頁）、  
分）、87～92頁〔江戸向店分〕、140～146頁〔江

逆に、天保十二年（一八四二）の上半期に全店舗の調達金額が増加している。帳簿の注記（附表3）によると、このとき三都で雨天が続ぎ、調達・修理に費用が嵩んだという（「春中雨天勝有之候ニ付、銀高相増申候」（江戸本店）、「春以来雨天勝ニ而貸傘等多く、且ハ紙類高直旁傘迎も高直、依而銀高相増申候」（江戸芝口店）、「当春季雨繁く道者衆へ多く貸失ひ候も在之三付、入用相嵩不詰奉存候、猶跡々儀理為相詰可申候」（大坂本店）、「雨降繁く御座候ニ付、如此銀高相嵩申候」（京本店）。さらに芝口店は、紙類の価格高騰にともない傘の費用も値上がりしていると報

第9表続き

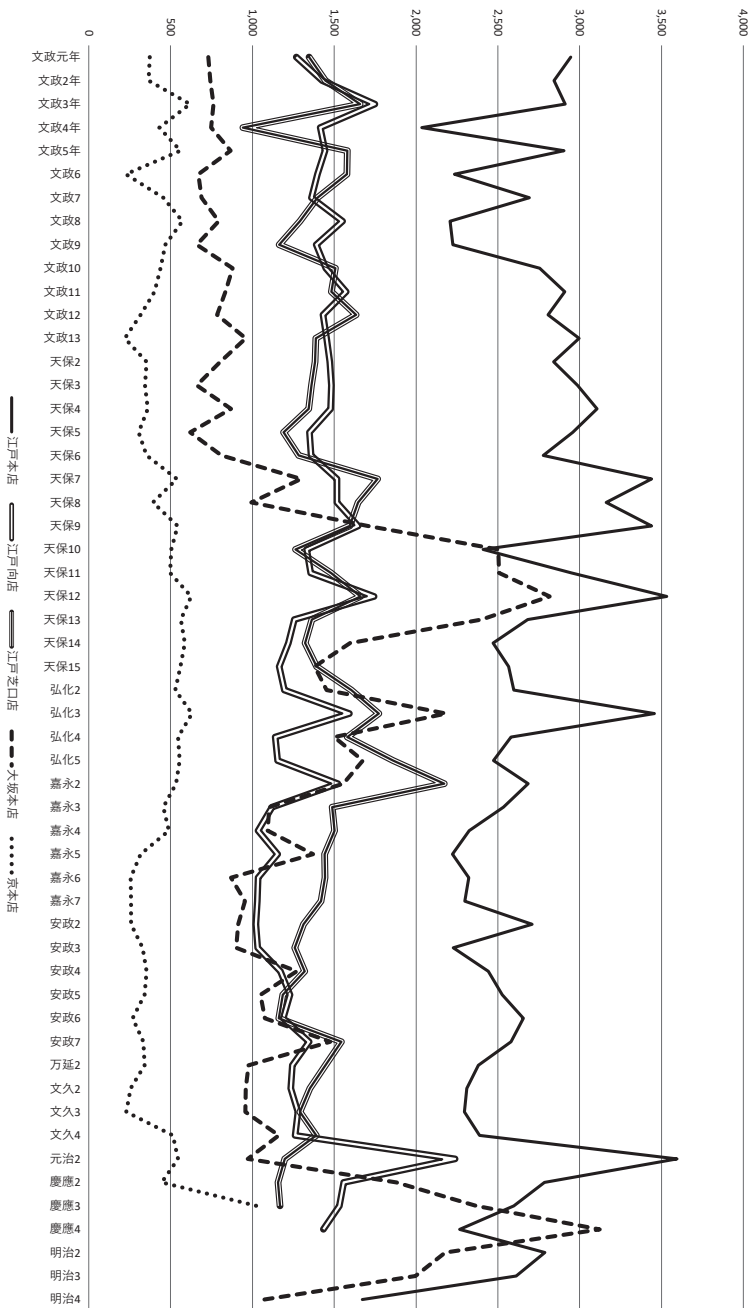
年		江戸本店		江戸向店		江戸芝口店	
		春	秋	春	秋	春	秋
安政7	1860	2,580.8		1,347.3		1,543.3	
万延2	1861	2,381.1		1,243.8		1,446.1	
文久2	1862	2,311.3		1,235.3		1,351.5	971.0
文久3	1863	2,295.0	1,832.8	1,278.5	847.8	1,290.1	892.0
文久4	1864	2,388.5	1,839.9	1,260.4	998.9	1,389.2	891.1
元治2	1865	3,594.5	1,908.5	2,238.1	1,014.8	1,198.0	894.8
慶應2	1866	2,785.0	1,912.3	1,559.2	1,014.5	1,156.3	877.6
慶應3	1867	2,597.5	1,854.0	1,531.9	1,012.7	1,169.3	856.0
慶應4	1868	2,265.5	1,534.8	1,434.0	783.7		
明治2	1869	2,786.2	2,110.6				
明治3	1870	2,610.8	1,664.4				
明治4	1871	1,671.6					

出所) 「小遣方目録」「小遣目録」(京本店・江戸本店・江戸向店・江戸芝口店), 「雑用方目録」史料番号については三井文庫作成の以下の分類目録を参照されたい。『三井文庫所蔵史料』『三井文庫所蔵史料主要帳簿目録(江戸本店, 大坂本店等作成分)』(7~13頁 [江戸本店江戸芝口店分], 216~222頁 [大坂本店分])。

告し、大坂本店は、道者衆に傘を提供したため貸し失いが多かったことを報告している。この年の江戸では物価高騰の傾向があったようである。同年下半期の江戸本店の注記で「相庭高直ニ付銀高相増申候」と報告しており、江戸芝口店も「傘・桐油・桃灯類、紙高直、依而銀高相増申候」とあり、引き続き紙の価格が高騰しており傘の調達費用も上昇している旨報告している。

弘化三年(一八四六)の上半期も全店舗で調達・修復金額が増加している。ここでも各店舗は注記で雨天の多さを報告している(「当年雨天勝ニ有之銀高相増申候」(江戸本店)、「夏已来雨天勝ニ在之、依而銀高相増申候」(江戸向店)、「雨天統、且ハ閏月旁渡し傘等多出来、銀高相増申候」(江戸芝口店)、「当春雨天勝ニ而銀高相嵩申候」(大坂本店)、「傘当春雨天統ニ而張替等多く如斯銀高相嵩申候、(下半期)当季之処成丈ケ相減候様、駈引可仕候」(京本店)いずれも附表3参照)。特に芝口店では閏月(弘化三年は閏五月がある)があったため貸傘が多かったことを報告している。京本店も雨天続きで張替が多かったことを報告しており、三都の天候不順による調達・修理本数の増加が見られたことがうかがえる。

各店舗ごとの様子も簡単に見てみたい。まず、江戸本店の金額



第10図 春季の傘の調達金額

(注) 本稿掲載の第2表をもとに作成。単位は銀 匁。



が圧倒的に多く、江戸向店・江戸芝口店がほぼ同規模でそれに続く。天保年間の後半から江戸向店の金額が低調であり、若干の差が見られる。大坂本店は奉公人の人数や規模に比して調達金額が少ないように思われるが、天保年間から嘉永年間にかけて江戸向店や江戸芝口店をしのぐほど調達金額が増加している。特に天保十年（一八三九）頃から数年間の増加が著しい。天保八年（一八三七）の大塩平八郎の乱で大坂本店は焼失し、店の備品類を含めて壊滅的な被害を受けた。その後仮店舗での営業を続けつつ本店舗の再建を行い、天保十一年に新店舗が竣工し、店開きを大々的に行った。天保十一年秋の大坂本店では「雨無少候得共、貸傘用意新調銀高相増申候」（附表3）という注記を入れており、雨天は少なかったものの、貸し傘を新たに用意したために銀高が増加した旨記載している。天保年間の大量調達、焼失した備品類の補填作業の一環と思われる。逆に京本店は全体的に調達金額が少ない。これは同店が事業本部兼任入店であり、そもそも江戸や大坂の販売店に比べて来店者が少ないためであろう。

先述したように、傘の調達金額には別紙や下札により金額増減の背景や理由を特記事項として記載しているケースがしばしば見られる（附表3）。特記事項で記載されている金額増減の理由としては、①天候、②物価、③火災等の被害、④祭礼等での貸出増加などが挙げられる。

このうち、①天候についての記述が最も多い。雨が降れば破損・紛失増加し、調達金額は増加する。晴れが続けば逆に調達・修復が少ないため調達金額が減少する、という具合である。費用上昇についての理由を記す場合が大半だが、晴天続きで費用が少なくすんだ場合にも注記を入れるケースがある。文政四年春の芝口店（春以来天気続二而余程之銀高相減申候）、天保十四年春の大坂本店（当夏照統候ニ付、銀高相減し申候）のみで確認でき、いずれも天気続・照統による調達数の減少を報告している。このように、当然ではあるが傘の調達・修理本数に最も影響を与えているのは天候であったようである。

②の物価との関連についても時々登場する。例えば、文政三年（一八二〇）下半期の芝口店では「至而傘相調候ニ付、前季之銀高喰違申候」と記載しており、安傘を調達できたので、前季の銀高と食い違いが出ている旨を報告している。また、逆に材料費高騰のため金額増加したと報告しているケースもあり、天保八年（一八三七）秋の江戸向店では「紙油相庭高直ニ付、銀高前季より相増申候」と述べ、紙・油の相場が高騰しているため、傘の調達費用が増加したことを報告している。また、天保十二年（一八四一）秋には江戸本店で「相庭高直ニ付銀高相増申候」、江戸芝口店で「傘・桐油・桃灯類、紙高直、依而銀高相増申候」と述べており、やはり紙代の高騰により傘代が増加している旨記載している。

③の火災との関連についても時々登場している。例えば文政十二年（一八二九）三月に江戸で大火が発生し、江戸芝口店では、傘を貸した先の罹災により傘を焼失したとしている（「春中雨天勝、只三月出火之砌先々ニ而致焼失候分も有之、旁以銀高相増申候」。また文久四年（一八六四）の七月十九日に発生した禁門の変により発生した大火で京本店が被害を受け、傘を含む備品類を多く失い、その補充を行ったために銀高が増えているのだと述べている（「右疊傘提灯之類多分焼失ニ相成、新ニ調入候ニ付、如斯銀高相嵩申候」。このように雨天のみならず、火災等で多く焼失した場合に調達本数が増えるケースもあったらしい。ただし、右に挙げた以外にも本店一巻の店舗に被害を与えた大火は何度も発生しているのだが、火事による損失を特記するケースは少ない。備品は土蔵などに収納していたものと思われるため、火災に見舞われても備品に被害のなかったケースも多かったのかもしれない。

#### 4 新規調達本数からみる傾向

次に調達本数を見てみたい。前述の通り本数の判明するのは、江戸本店の調達・張替本数（第10表）、江戸芝口店の

第10表 江戸本店の傘（新規・張替）

単位：本

年	新規		下男渡傘		張替	
	春	秋	春	秋	春	秋
文政元	1818	950	725		320	175
文政2	1819	970	750		230	150
文政3	1820	970	725		140	130
文政4	1821	647	525		97	98
文政5	1822	790	595		455	117
文政6	1823	750			125	
文政7	1824	845	560		390	113
文政8	1825	850	800		320	135
文政9	1826	720			155	
文政10	1827	830	715		187	130
文政11	1828	810	706		165	229
文政12	1829	865	710		410	125
文政13	1830	1,035			210	
天保2	1831	815	730		152	130
天保3	1832	820	820		180	145
天保4	1833	870	850		195	180
天保5	1834	1,030	780		180	168
天保6	1835	928	830		96	169
天保7	1836	1,350	819		183	173
天保8	1837	1,132	805		105	184
天保9	1838	1,190	983		483	189
天保10	1839	850	710		108	182
天保11	1840	1,180	725		185	176
天保12	1841	1,420	780		256	163
天保13	1842	930	650		153	185
天保14	1843	735	430		128	285
天保15	1844	765	415		170	230
弘化2	1845	750	482		245	255
弘化3	1846	985	475		488	265
弘化4	1847	755	480		230	265
弘化5	1848	748	375		225	273
嘉永2	1849	915	472		428	278
嘉永3	1850	755	468		232	285
嘉永4	1851	745	436		220	383
嘉永5	1852	885	428		258	376
嘉永6	1853	741	420		217	360
嘉永7	1854	750	530		258	350
安政2	1855	798	515		225	355
安政3	1856	730	580	52	263	390
安政4	1857	920	625	55	280	420
安政5	1858	753	685	55	310	450
安政6	1859	785	620	55	315	410
安政7	1860	775		58	310	
万延2	1861	670		55	305	
文久2	1862	680		56	190	
文久3	1863	670	650	56	283	250
文久4	1864	620	580	56	183	220
元治2	1865	680	405	55	178	86
慶應2	1866	570	380	50	175	185
慶應3	1867	480	750	50	225	175
慶應4	1868	450	250	50	180	160
明治2	1869	550	320	70	150	180

調達本数（第11表）・修復本数（第12表）、大坂本店の調達本数（第13表）のみである。また、これら三店の上半期の調達本数をグラフにまとめた（第11図）。

調達本数に注目してみると、傾向として調達金額と同様に各店舗概ね上半期の調達・修復本数が多い。また天保期を除いて全体的に微減している。これらの本数の推移は先述の金額の推移と一致していない。特に江戸本店・大坂本店は調達本数・修理本数を一括しているもので、調達費用と修理費用の割合が異なっているためと思われる。

江戸本店では、天保十四年（一八四三）上半期に一四二〇本を新規調達しているのが最多で、最小は慶應四年（一八

出所）『小遣目録』（江戸本店）。

注）史料番号については『三井文庫所蔵史料主要帳簿目録（江戸本店、大坂本店等作成分）』（7～13頁）参照。

第11表 江戸芝口店の傘（新規調達）

単位：本

年		番印付		渡し傘(春)		唯紋付傘		小文字傘		小文字唯紋	
		春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
文政元	1818	400	360	50	45	8	8				
文政2	1819	450	335	50	45	6	0				
文政3	1820	500	430	60	45	5	5				
文政4	1821	275	328	25	15	2					
文政5	1822	520	400	53	40			3			
文政6	1823	500		45		6					
文政7	1824	440	435	50	45	5	6				
文政8	1825	430	400	40	48	5					
文政9	1826	400		40		5					
文政10	1827	510	450	51	60		10	4			
文政11	1828	550	450	50	50		10	10			
文政12	1829	570	440	70	45	15			8		
文政13	1830	400		50				5			
天保2	1831	480	390	48	41			12	8		
天保3	1832	450	420	45	45			10	10		
天保4	1833	440	485	40	45			12	10		
天保5	1834	366	395	55	52			35	10		
天保6	1835	415	430	53	48	15		22	12		
天保7	1836	712	488	55	39	10		25			
天保8	1837	518	393	48	35	8		20			
天保9	1838	495	415	51	30	10		15			10
天保10	1839	320	285	30		8		10			6
天保11	1840	350	230	45		10		7	5		
天保12	1841	430	280	39				8			7
天保13	1842	380	320	25		10		8			13
天保14	1843	360	280	30	35	10		10			15
天保15	1844	370	350	35	35			15	15		
弘化2	1845	385	320	43	30			12	12		
弘化3	1846	357	375	38	25			10	10		
弘化4	1847	290	286	35	35			8	10		
弘化5	1848	420	327	32	35			10	8		
嘉永2	1849	455	278	35	30			7	5		
嘉永3	1850	345	293	30	30			7	5		
嘉永4	1851	375	225	30	30			6	5		
嘉永5	1852	355	215	30	30			5	5		
嘉永6	1853	345	425	30	30			5	5		
嘉永7	1854	320	315	30	30			5	5		
安政2	1855	335	215	25	25			7	5		
安政3	1856	315	285	20	25			5	5		
安政4	1857	355	280	20	25			5	5		
安政5	1858	290	270	22	22			5	4		
安政6	1859	280	290	20	30			5	5		
安政7	1860	300		30				8			
万延2	1861	350		25				3			
文久2	1862	300	600	25	25			5	3		
文久3	1863	350	220	25	10			3	5		
文久4	1864	340	200	25	10			5	3		
元治2	1865	360	200	10	10			3	2		
慶應2	1866	300	200	10	10			2	1		
慶應3	1867	350	200	10	5			1	2		

出所)「小遣方目録」(江戸芝口店)。

注) 史料番号については『三井文庫所蔵史料主要帳簿目録(江戸本店、大坂本店等作成分)』(140~146頁)参照。

第12表 江戸芝口店の傘（張り替え分）

単位：本

年	番印張替		渡し傘張替		唯紋張替		張替	
	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
文政元	1818	80	90					
文政2	1819	100	108			2	5	
文政3	1820	60	150		10		3	
文政4	1821	60	85		8			
文政5	1822	118	107		20			
文政6	1823	120						
文政7	1824	110	158					
文政8	1825	110	90		18			
文政9	1826	80						
文政10	1827	112	110					
文政11	1828	130						110
文政12	1829	115						120
文政13	1830	200						
天保2	1831	150						125
天保3	1832						180	128
天保4	1833	210						130
天保5	1834						135	148
天保6	1835						148	158
天保7	1836						250	195
天保8	1837						235	217
天保9	1838	248						198
天保10	1839	150	123					
天保11	1840	250	165					
天保12	1841	295						195
天保13	1842	230						168
天保14	1843	250						190
天保15	1844	260	150					
弘化2	1845	350	160					
弘化3	1846	420	210					
弘化4	1847	475	192					
弘化5	1848	515	186					
嘉永2	1849	497	291					
嘉永3	1850	318	306					
嘉永4	1851	335	265					
嘉永5	1852	326	245					
嘉永6	1853	335	235					
嘉永7	1854	335	245					
安政2	1855	225	220					
安政3	1856	218	315					
安政4	1857	245	313					
安政5	1858	310	308					
安政6	1859	325	295					
安政7	1860	420						
万延2	1861	328						
文久2	1862	250						
文久3	1863	260	300					
文久4	1864	268	320					
元治2	1865	340	70					
慶應2	1866	180	100					
慶應3	1867	150	80					

出所) 「小遣方目録」(江戸芝口店)。

注) 史料番号については『三井文庫所蔵史料主要帳簿目録(江戸本店、大坂本店等作成分)』(140~146頁)参照。

第13表 大坂本店の傘（新規調達）

単位：本

年	新規		年	新規			
	春	秋		春	秋		
文政元	1818	250	152	弘化2	1845	510	420
文政2	1819	321	192	弘化3	1846	830	420
文政3	1820		195	弘化4	1847	580	380
文政4	1821	322		弘化5	1848	620	370
文政5	1822	334	200	嘉永2	1849	600	340
文政6	1823	320		嘉永3	1850	500	330
文政7	1824	305	220	嘉永4	1851	500	300
文政8	1825	320	230	嘉永5	1852	510	270
文政9	1826	265		嘉永6	1853	380	250
文政10	1827	290	230	嘉永7	1854	420	290
文政11	1828	285	250	安政2	1855	400	250
文政12	1829	260	180	安政3	1856		230
文政13	1830	330		安政4	1857		240
天保2	1831	280	245	安政5	1858	420	260
天保3	1832	250	260	安政6	1859	420	250
天保4	1833	300	258	安政7	1860	480	
天保5	1834	220	230	万延2	1861	350	
天保6	1835	280	250	文久2	1862	340	
天保7	1836	500	280	文久3	1863	240	210
天保8	1837	370	360	文久4	1864	230	190
天保9	1838	710	350	元治2	1865	190	170
天保10	1839	840	355	慶應2	1866	160	150
天保11	1840	850	600	慶應3	1867	160	130
天保12	1841	1,130	360	慶應4	1868	250	138
天保13	1842	840	350	明治2	1869	150	145
天保14	1843	550	320	明治3	1870	145	150
天保15	1844	490	420	明治4	1871	135	

出所 「小遣方目録」「小遣目録」（江戸芝口店）。

注）史料番号については『三井文庫所蔵史料主要帳簿目録（江戸本店、大坂本店等作成分）』（140～146頁）参照。

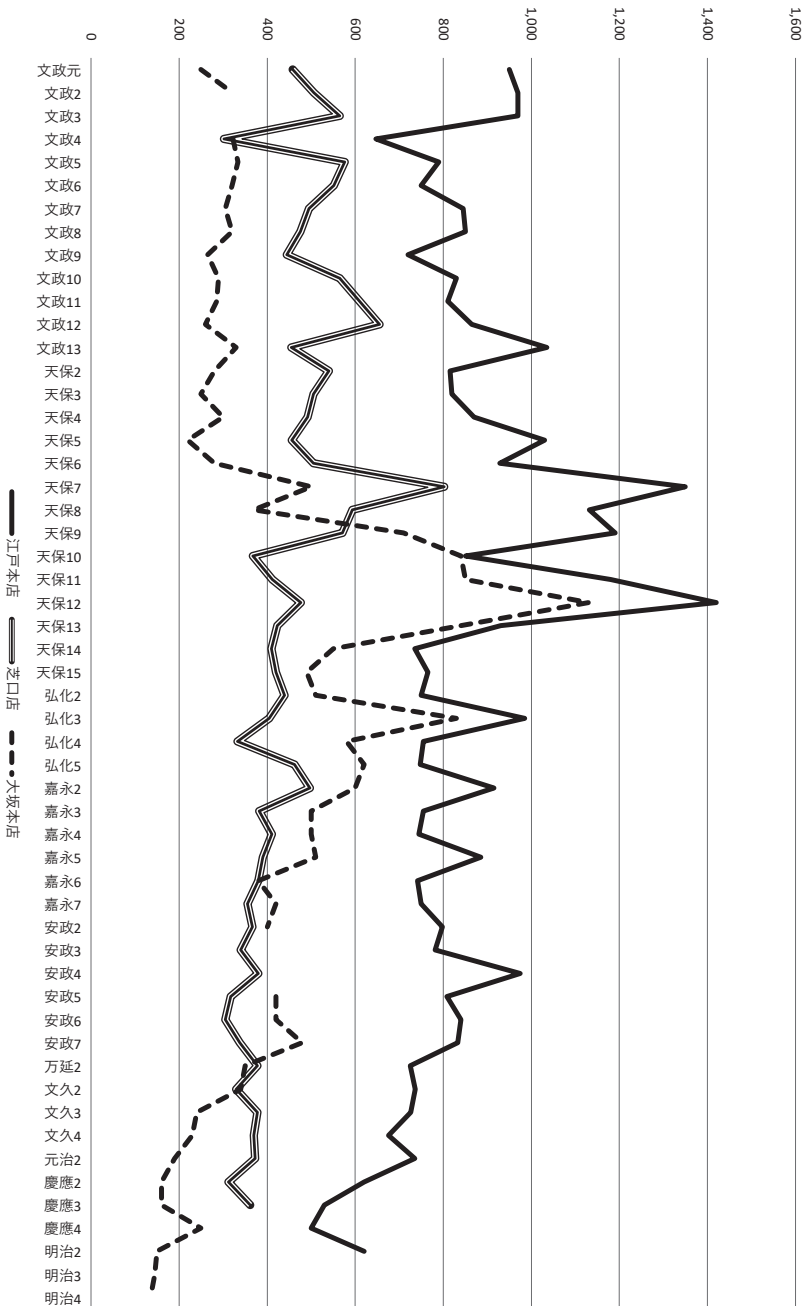
六八）下半期の二五〇本である。上半期の平均は八三二本、下半期の平均は六一〇本である。なお、安政二年（一八五五）から下男用の傘（下男渡傘）を別に調達しており、これは上半期で五〇本〜七〇本、下半期で三〇本〜六〇本ほど調達している。

江戸芝口店では、番印付の場合、最多が天保七年（一八三六）上半期の七一二本、最小が文久四年（一八六四）〜慶應三年（一八六七）下半期の五本が最小である。渡し傘は文政十二年（一八二九）上半期の七〇本が最多で、慶應三年（一八六七）下半期の五本が最小である。その他唯紋付傘は五本〜一五本程度、小文字傘は一本〜二五本であり、番印

経営史料からみる越後屋の貸傘（下向井）

(注) 本稿掲載の第3表・第4表・第6表をもとに作成。単位は本。

第11図 春季の傘の調達本数



に対して数量はわずかである。

大坂本店の場合、先述した天保十二年（一八四一）上半期が最多の一三〇本、慶応三年（一八六七）下半期が最小の一三〇本である。

文政四年（一八二一）上半期は晴天続きのため江戸本店・芝口店の調達本数が少ない。また、天保七年（一八三七）上半期は雨天続きのため三店舗とも貸傘や破損が多い。天保期以降の江戸本店は定期的にまとまった本数を調達しているように思われる。以上のように、江戸本店では半期に一四〇本以上の傘を調達するケースもあり、年間を通すと二〇〇本以上調達している年もあった。各店舗の土蔵には、前期から繰り越している未使用の傘や状態の良い使用済の傘も備蓄されているであろうから、江戸本店では二〇〇本近い傘を常に確保していたことになる。江戸芝口店や大坂本店なども一〇〇本近い傘を常に用意していたことであろう。川柳で呉服店や商家の傘に振られた番号を茶化すものもあるが（附表1、No.55～58）、越後屋には実際に奉公人数を遙かに上回る本数の傘が配備されていたのである。

## 5 傘の貸出と祭礼

ところで、江戸本店では、山王祭・神田祭の際に雨が降ると傘の貸出が増え、調達・修理も増加するケースもある（附表3）。文政五年（一八二二）上半期、文政七年（一八二四）上半期、文政十一年（一八二八）上半期、天保四年（一八三三）下半期、天保九年（一八三八）上半期、嘉永七年（一八五四）下半期に若干の情報がある。

例えば、文政五年上半期に「春季雨天勝、且御祭礼貸傘等二而銀高相増申候」とあり、春季は雨天がちであり、山王祭に際して貸傘も多く出たため、調達金額が膨れ上がってしまった、という。このときの江戸本店の様子は店の業務日誌からもうかがえる。



〔史料一五〕  
（文政五年）

六月十四日 晴

一 当年山王御祭礼、室町壹丁目より三丁目迄安針町本船町右五ヶ町附祭年番ニ在之、十三日十四日両日作物并練子供通行可致候処、十三日雨天ニ付、今日練候、依之御見物之御方余多在之、仍両店見世共見世相休、室町之方不残幕打屏風立軒釣提灯町並一軒ニ張ツ、掛之、今明日昼夜相寿、今夕惣用江一酒差出し申候

一 右ニ付御見物御入之御方江赤飯煎□差出し、又者無抛先様江者御中飯か酒肴等差上候事

六月十五日 晴、夕白雨

一 山王御祭礼之処、未刻白雨雷鳴在之候得共、神輿無御故障渡御在之候

この年は江戸本店を含む室町が山王祭の付祭を担当していた。六月十三日・十四日に作物や練り子供の通行予定だったが、十三日に雨が降ったため、十四日に練り歩きを実施した。見物人が室町通りに多く訪れたため、十四日は江戸本店・江戸向店を途中で臨時閉店した。十五日の祭礼当日も午後二時頃からにわか雨が降り出したが、神輿は無事に渡御でき、神事は無事終了した、という。十三日の練物や十五日の祭礼で雨に降られた見物人が雨宿りのために店頭を押しかけ、店頭の混乱を避けるため、その一部に傘を貸し出したものと思われる。

また、文政七年の山王祭でも同じようなケースが発生していた。小遣目録には「山王御祭礼節隣町附祭之場所へ無抛貸遣、且十四日八時より町内近辺ねり候節、雨降出し候ニ付、余程かし遣候処、多分戻り不申、旁以銀高相増候」と記載がある。このときの山王祭は隣町が付祭の担当であり、貸出の要請があったためか、隣町にやむを得ず貸し出して

る。また、一四日の午後二時頃に町内近隣の練り歩きが行われていた最中にわか雨が降り出し、そこでもかなりの数を貸し出すことになった。そして大半が戻らなかったという。そのため補充費用にかなりの金額を要した、と主張する。ただし、この期の補充本数は上半期で八四五本、下半期で五六〇本で、前後の年と比べたらやや多いが、著しい増加というわけではなさそうだ。

このときの業務日誌には、以下のような記述がある。

〔史料一六〕<sup>(9)</sup>

六月十五日

一今日山王御祭礼天氣克御神輿無御拒障渡御在之候、尤当年隣町附祭ニ付、十三日十四日駿河町通相練り、依之御見物之御方余多御入来御座候処、仮家中之儀ニ候得とも程克御会釈申上候儀ニ御座候

この年の祭礼当日（十五日）は天氣が良かったという。ここでは十五日に山王祭の祭礼があり、天氣も良かったことから神輿も支障なく渡御したという。帳簿の注記にもあるように、この年は隣町が付祭の年番であり、十三日・十四日には駿河町でも練り歩きが行われた。祭礼の見物人のなかからも大勢江戸本店に来店した。当時火事後の復旧工事中で仮設店舗での営業だったが、上手く応対できた、と記している。注記の内容と付き合わせると十四日の駿河町練り物の際にわか雨が降り、見物客の一部が店に避難した、ということであろう。この中から実際に買物に至った来店者がどの程度いたのか不明であるが、貸し傘も多数であるということは店に長逗留せず、借りるだけ借りて出て行ったか、買いのものをして借りていったか、いずれかであろう。越後屋の場合、午後二時頃は通常営業時でも人入りの多い時間帯であ

り、この日は祭礼とにわか雨で更に来店者が増え、買物客以外にも傘を貸したのではないかと思われる。「越の字を借りて恥辱を雪ぐなり」（附表1・No.21、越後屋で買物できないことが恥辱だったが、買物をして傘を借りられたのでようやく恥辱を雪ぐことができた）と詠まれるように、基本的には越後屋では買物した客に傘を貸していたものと思われる。しかし、近隣地域のイベントで協力を求められた場合や、雨宿りで店頭に人があふれ営業に支障を来しうる場合などにも、傘を貸していたことがうかがえる。

- (1) 「小遣方目録」天保十一年正月～七月（三井文庫所蔵史料 続三九八五―一）。
- (2) 「小遣目録」天保十一年正月～七月（三井文庫所蔵史料 続三九八七―一）。
- (3) 「小遣方目録」天保十一年正月～七月（三井文庫所蔵史料 続三九九二―一）。
- (4) 「小遣方目録」天保十一年正月～七月（三井文庫所蔵史料 続三九九四―一）。
- (5) 「雑用方目録」天保十一年正月～七月（三井文庫所蔵史料 続三九九〇―二）。
- (6) 日枝神社の祭礼。陰曆六月十五日に行なわれ、神輿の渡御、山車、踊屋台、その他の余興などでにぎわう。
- (7) 神田神社の祭礼。現在は五月十五日に開催されるが、近世は九月十五日に開催。本祭、陰祭とを隔年に行なう。山車の豪華なことで有名。
- (8) 「永聴記 六番」文政五年六月十四日・十五日条（三井文庫所蔵史料 本一五三）。
- (9) 「永聴記 六番」文政七年六月十五日条（三井文庫所蔵史料 本一五三）。

## おわりに

以上、本稿では川柳で知られている越後屋の貸傘について、経営史料を通じて川柳で読み取られてこなかった側面をみてきた。

越後屋の江戸店では、元禄期には多数の傘を調達するようになっていた。当該期は江戸で傘の製造が始まり、庶民へ普及し始めた時期であり、傘を安く大量に調達できるようになったのである。店頭売を標榜している越後屋では、当時普及し始めたばかりの傘を大量に配備し、にわか雨の際に客に貸し出して店のサービスの良さをアピールしていたであろう。ただし、最初から傘を貸し出していたわけではなく、一八世紀中頃までは、笠と傘を併用し、簡易に貸し出せる傘に徐々に一本化したものと思われる。

また、宝永期には京本店で備品類の管理体制が整備され、その一環として傘の管理も強化された。特に貸し失いが多いことから、登録番号を付けて、貸出簿で記録する方法を採用した。江戸での実施状況は不明ながら、少なくとも京本店では、この時点で越後屋の番号入りの傘を整備するようになったということはできよう。

さらに寛保元年には、暖簾印そのものの統制が図られるようになり、暖簾分けする奉公人が傘に暖簾印を使用することが制限された。これにより「丸に井桁三」の入った傘は、元・奉公人が誓約を遵守する限りにおいて、越後屋のみで使用しているということになり「丸に井桁三」の入った傘は間違いなく越後屋の傘ということになったのである。

川柳などから推測すると、傘には番号と暖簾印以外に、「駿河町」「越後屋」（の両方かいずれか）の文字が書かれていたことがうかがえる。「現金無掛直」や「呉服物品々」といった越後屋のキャッチフレーズや取扱商品までは書か



第11図 江戸本店の看板

（出所）二代喜多川歌麿「駿河町越後屋」（三井文庫所蔵参考図書（錦繪）M219-7）。

れていないと思われるが、越後屋の看板（第11図）の情報の一部（暖簾印と町名・屋号）が傘にも入れられていたということもできるだろう。

具体的な調達本数は文政期から判明する。江戸本店の調達本数が圧倒的に多く、半期最大一四〇〇本ほど調達することもあった、いずれの時期も数百本単位での調達を行っていることがわかる。川柳で傘の番号に触れるものもあり、数字を盛っているのだらうと茶化したものもあるが、この数字は管理番号なので、ある程度通し番号が振られていたものと思われる。五百番や六百番、千番といった数字は充分考えられるし、通し番号であるなら一万番台すらあり得るであろう。半期の調達本数は数百本から一〇〇〇本超まで幅はあるものの、延べ本数でいえば膨大な数の傘を調達していた。越後屋だけでも複数の店舗で大量の傘を調達していたが、他の呉服店も大量の傘を調達していた。江戸をはじめとする三都での呉服店の傘需要はさらに膨大なものであっただろう。

越後屋の傘の大量調達には、貸して返ってこなかったり、戻ってきたものの破損していて廃棄せざるをえなかったり、複数回の使用を経て古骨屋に払い下げたりした傘の補充も多く含まれる。傘屋や古骨屋が、呉服店から大量発注や大量廃棄を引き受けるので、それだけで仕事がいっぱいだった川柳もあり（附表1 No.79・80）、傘を借りた者が越後屋や呉服店の中古品の傘を売買したり使用する様子を詠んだものもある（附表1 No.31・32）。呉服店は大都市の中

古傘市場の一翼を担っていたともいえるかもしれない。貸傘は基本的に買物客に対して行っていたものと思われるが、江戸本店や江戸向店の場合、山王祭のような大勢の人々の集まるイベントでにわか雨が降ると、店頭で大勢の人々が雨宿りに押しかけることもあった。店の営業に支障の出るような場合には、客でなくても貸し出していた可能性もある。また近隣地域のイベントに協力要請のあった場合に貸出をするようなケースもあったようだ。

本稿では帳簿を用いて貸傘について検討したが、帳簿以外に利用できた資料はごくわずかであった。また、越後屋の貸傘として見たときに、川柳で明らかにされてきたことを後追いつるとどまった部分も少なからずある。傘に関する記述のある史料は今後も出てくるものと思われる。引き続き史料の調査・分析を進め、越後屋の傘についての新知見を提示できるようにしたい。

附表1 越後屋・呉服店の傘関連の川柳

No.	越後屋	川柳	時期	出典
1	●	越後屋の愛想になる雨が降り	明和	①③
2	●	俄雨富士を目当に駆けつける	安永	①②③
3	●	俄雨傘の出払う駿河町	安永	①
4	●	俄雨ふるまひ傘を三井出し	天明	①②③
5	●	夕立にどやどや這い入る駿河町	天保	①
6	●	するか丁天気もしれてよい所	安永	③
7	●	道成寺でも越後屋は傘を貸し	天明	①
8	●	降り出すと江戸へひろがる駿河町	明和	②③
9	●	ずい分とさされるをかすするか丁	安永	③
10	●	富士が消えかかると傘屋に成り	安永	①③
11	●	富士のふもとに傘かたとあり	安永	③
12	●	降りあげく飛んだ処に駿河町	安永	①③
13	●	にわか雨番の出払ふするか町	安永	③
14	●	一町でみんなおなじ傘を貸し	天明	①
15	●	するか町江戸一番の傘や	天明	③
16	●	江戸中を越後屋にして虹がふき	天明	①②③
17	●	越の傘小雨にもさす太ゑやつ	天明	①③
18	●	駿河から反古染の傘たんと出る	安永	①
19	●	越つの見世すすぐ文字をはふだん見る	安永	③
20	●	越の字を借りて恥辱を雪ぐなり	安永	①
21	●	越の傘かりて恥辱を雪ぐなり	安永	②③
22	●	富士山が見えて傘みな返り	明和	①③
23	●	かへしたがあるかゑちごや傘を干す	安永	③
24	●	昨日の傘とするがの男来る	安永	②③
25	●	ゑつの傘ひしこもついにそって来す	天明	①③
26	●	駿河町とあるのが私の傘	天明	①②③
27	●	ゑちこやのまへですぼめる傘をさし	天明	③
28	●	越後屋を又貸にする俄雨	寛政	①③
29	●	越の傘借り吉原へ行って持て		①②
30	●	まんざらな傘を越前屋と直し	天明	①③
31	●	ゑちこやの古ほね所々でかって来る	天明	③
32	●	古ほねにいつもゑちこが弐三本	天明	③
33	●	俄雨三井の手代よその傘	天明	①③
34	●	越後屋の手代はよそで傘を借り	天明	①
35	●	傘を貸す家の稲荷で雨が降り	寛政	①
36	●	三囲の雨以後傘を貸しはじめ	文化	①
37		ほう雨にあってごふくやへはしりこみ	天明	③
38		にわか雨ばんをかりるも手柄なり	安永	③
39		がうてきな傘屋の出来るにわかあめ	天明	②
40		傘を車がかりにくり出し	安永	②③
41		呉服屋の繁昌を知る俄雨	明和	①③
42		一町は俄に変わる傘屋	寛政	①

附表 1 続き

No.	越後屋	川 柳	時期	出典
43		一丁は傘すぼめたりひらいたり	安永	③
44		傘はうれはうる程もって居る	安永	③
45		かし傘をふるまひ水のやうに出し	安永	③
46		傘のうわかりされるこふく店	安永	③
47		傘はちりあくたより軽く出し	安永	③
48		にわか雨傘迄売るやふにみへ		②
49		降り出すと施行のやうに傘をかし	天明	②③
50		ごふくやも俄の雨でいそがしい		②
51		傘をかす日百両からちがい	安永	②③
52		呉服店降れば降ると忙しい	安永	①③
53		裾野から大文字の飛ぶ俄雨	安永	①
54		バラバラすると四五百番は貸し	安永	①③
55		十本の傘へ印は二千本	文政	①
56		番傘へうそ八百はいい暮らし	文化	①
57		八百八本ほど呉服屋で貸し	安永	①③
58		番附の傘に掛け値の呉服店		②
59		傘は内人数でも小千本	安永	②
60		にわか雨四五百ばんもかしてやり	安永	③
61		呉服屋をささずに出るは雨宿り	明和	①
62		はずかしい事ごふくやに雨宿り	安永	②③
63		傘のふる見世にむざんなあまやどり	安永	②③
64		こふく店うらめしそうにでてかける	安永	③
65		げんきんにゆかたをかって傘をかり	天明	②③
66		呉服屋の裏は傘屋の雨上がり	宝暦	①③
67		ゑひす講傘をかへした人ばかり	安永	③
68		ゑひす講傘をかへしに来るやつさ	安永	③
69		帳面で傘取りに来るにかへさず	天明	②③
70		夕立の明日ゆびを折こふく店	明和	③
71		ごふくやは夕立までも店おろし	天明	③
72		呉服屋の傘内心は返さぬ気	安永	①②③
73		呉服屋の傘返へすものにせず	安永	①③
74		夕立のたび小百番行衛なし	天明	②③
75		ひと雨に三両ずつとこふく店	安永	③
76		ばらばらといふと四五両かしくし	天明	③
77		かり傘に黒田の紋を付てさし	宝暦	③
78		大文字を古骨に売るふとどきさ	安永	③
79		ごふくや一軒でくらす六郎兵衛	天明	③
80		一軒でえちおち帰る古骨屋	天明	③

出所) ①西原柳雨『川柳江戸名物』(春陽堂, 1926年), ②坂本信太郎「川柳から見た江戸の商店—越後屋呉服店を中心として—」(『早稲田商学』276, 1978年), ③鈴木重雅「川柳評萬句合にあらわれたる三井呉服店の研究」(『浪速大学紀要 人文・社会科学』2, 1954年), 同「川柳評萬句合にあらわれたる三井呉服店の研究(補遺)」(『浪速大学紀要 人文・社会科学』3, 1955年).



附表2 江戸買物独案内にみえる傘関係問屋

No.	名 前	職 業	所在地
1	小野田彦太郎	地下り万雪踏問屋	十軒店
2	大坂屋庄左衛門	下り傘問屋	本町三丁目
3	近江屋庄助	下り雪踏問屋／下り傘問屋	本町四丁目
4	勝田屋善蔵	下り傘問屋	室町一丁目
5	遠州屋門蔵	下り傘問屋	室町一丁目
6	河内屋長兵衛	下り雪踏問屋／下り傘問屋	室町二丁目
7	大坂屋市右衛門	下り雪踏問屋／下り傘問屋	室町三丁目
8	伊勢屋茂八	地下り傘問屋／桃灯問屋	大伝馬町二丁目
9	松屋弥兵衛	下り傘問屋	通旅籠町
10	村田屋重兵衛	下り傘問屋	通旅籠町
11	井筒屋清兵衛	下り傘問屋	通旅籠町
12	大橋屋小左衛門	下り傘問屋	通旅籠町
13	大坂屋久兵衛	下り傘問屋	小舟町一丁目
14	紀伊國屋太兵衛	下り傘問屋	小舟町一丁目
15	花沢屋小四郎	下り傘問屋	小舟町一丁目
16	花沢屋六兵衛	下り傘問屋	小舟町一丁目
17	松田屋嘉市	下り傘問屋	堀江町一丁目
18	村田屋伊兵衛	下り傘問屋	堀江町三丁目
19	万屋長兵衛	下り雪踏問屋／下り傘問屋	堀江町四丁目
20	大坂屋文六	下り雪踏問屋／下り傘問屋	堀江町四丁目
21	宮田源兵衛	万雪踏問屋／傘おろし	照降町
22	松屋長治郎	万雪踏問屋	照降町
23	<b>越後屋徳兵衛</b>	<b>地下り雪踏問屋</b>	<b>照降町</b>
24	乾屋善太郎	下り雪踏問屋／下り傘問屋	掘留町二丁目
25	繁本屋孫兵衛	下り傘問屋	伊勢町
26	伊勢屋源兵衛	下り傘問屋	本船町
27	丸屋久兵衛	下り傘問屋	小網町一丁目
28	熊野屋作兵衛	下り傘問屋	小網町三丁目
29	大坂屋由兵衛	下り傘問屋	小網町二丁目
30	榛原屋仙次郎	下り傘問屋	日本橋通一丁目
31	伊賀屋喜右衛門	地下り雪踏問屋	日本橋青物町角
32	山崎屋茂兵衛	下り傘問屋	本材木町一丁目
33	伊勢屋吉兵衛	下り傘問屋	神田鍋町
34	豊嶋屋甚兵衛	下り傘問屋	鎌倉町
35	内田屋吉兵衛	下り傘問屋	神田旅籠町二丁目
36	相模屋清兵衛	下り傘問屋	通新石町
37	伊勢屋伊助	下り傘問屋	多町一丁目
38	紙屋五郎兵衛	下り傘問屋	馬喰町四丁目
39	遠州屋半兵衛	下り雪踏問屋／下り傘問屋	万町
40	伊勢屋幸右衛門	下り傘問屋	本湊町
41	白子屋弥兵衛	下り傘問屋	南新堀一丁目
42	多田屋新兵衛	下り傘問屋	南新堀二丁目
43	<b>越後屋幸次郎</b>	<b>下り傘問屋</b>	<b>芝口一丁目</b>

附表2 続き

No.	名 前	職 業	所在地
44	碓屋市郎兵衛	下り傘問屋	芝田町九丁目
45	万屋甚兵衛	下り傘問屋	芝田町九丁目
46	伊勢屋新兵衛	下り傘問屋	麴町二丁目
47	大和屋喜左衛門	下り傘問屋	本郷一丁目
48	小野寺屋十兵衛	下り傘問屋	本郷一丁目
49	伊勢屋十右衛門	下り傘問屋	湯島天神門前町
50	岡崎屋忠蔵	雪踏下駄傘所	浅草北馬道町
51	河内屋源兵衛	桃灯問屋	浅草諏訪町
52	野田屋忠次郎	桃灯問屋	下谷池之端仲町

出所) 「江戸買物独案内」文政7年(三井文庫所蔵参考図書 D409-20).

附表3 傘の調達に関する注記

年		季	記 載 内 容
文政元	1818	春	
		秋	
文政2	1819	春	
		秋	
文政3	1820	春	(向) 当5月中雨天続ニ而、入用前季より相増申候 (芝) 春以来雨天続ニ而損シ多出来候旁銀高相増申候
		秋	(芝) 至而安傘相調候ニ付、前季之銀高喰違申候
文政4	1821	春	(芝) 春以来天気続ニ而余程之銀高相減申候
		秋	
文政5	1822	春	(江) 春季雨天勝、且御祭礼貸傘等ニ而銀高相増申候 (芝) 春以来雨天勝ニ付、銀高相増申候 (大) 当五月雨天続ニ付銀高相増申候 (京) 当季傘入用多、余程相嵩、全春以来雨天勝ニ而如此相増候と奉存候、跡々相減候様精々吟味可仕候
		秋	(江) 右者深川八幡・神田明神影祭之節、無抛貸遣候ニ付、銀高相増候
文政6	1823	春	(江) 右者雨天之砌貸傘多旁銀高相増申候 (芝) 当春雨天勝ニ而銀高相増申候
		秋	
文政7	1824	春	(江) 山王御祭礼節隣町附祭之場所へ無抛貸遣、且十四日八時より町内近辺ねり候節、雨降出し候ニ付、余程かし遣候処、多分戻り不申、旁以銀高相増候 (京) 春来雨天勝ニ而如此相増申候、跡々相減候様精々吟味可仕候
		秋	
文政8	1825	春	(向) 春以来雨天勝ニ而前季より銀高相増申候 (大) 当春中雨天多く銀高相嵩申候 (京) 当春迎も雨天続ニ而、入用多如此相増し候、跡々相減し候様精々吟味可仕候
		秋	
文政9	1826	春	
		秋	
文政10	1827	春	(江) 当春雨天勝ニ而貸傘多、其上損□候ニ付、銀高相増候 (芝) 春中雨天勝ニ而損シ多、張替等いたし、依而銀高相増申候
		秋	
文政11	1828	春	(江) 右者春来雨天勝ニ而、損シ多、其上御祭礼ニ付貸傘等在之候ニ付、銀高相増申候 (向) 春以来雨天勝ニ而夥敷入用多、前季より銀高相増申候 (芝) 春中雨天勝ニ而銀高相増申候 (大) 当年中雨天多く銀高相嵩申候
		秋	

附表3 続き (1)

年	季	記 載 内 容
文政 12	1829	春 (芝) 春中雨天勝, 只三月出火之砌先々ニ而致焼失候分も有之, 旁以銀高相増申候
	秋	
文政 13	1830	春 (大) 当春季迺茂雨天多く銀高相増申候
	秋	
天保 2	1831	春
	秋	(京) 右傘入用多不都合ニ至, 猶諸々義理相詰相減候様可仕候
天保 3	1832	春 (江) 右者土用前迄打続雨天ニ付損し多く銀高相増申候
	秋	(大) 張替多く銀高相増申候
天保 4	1833	春 (江) 右者夏以来雨天勝ニ付損し多銀高相増申候 (大) 当春季迺も雨天多く銀高相増申候
	秋	(江) 右者神田御祭礼当日前後雨天ニ付商先江無抛貸傘等致候ニ付, 銀高相増申候
天保 5	1834	春
	秋	
天保 6	1835	春 (芝) 当春以来雨天勝故入用員数相増, 依而銀高相増申候 (大) 当春季雨天多く銀高相増申候
	秋	
天保 7	1836	春 (江) 右者春中打続雨天ニ付損シ多く銀高相増申候 (向) 春以来雨天統, 貸傘多, 此所前季より銀高相増申候 (大) 当春季雨天多く銀高相増申候
	秋	
天保 8	1837	春
	秋	(向) 一紙油相庭高直ニ付, 銀高前季より相増申候
天保 9	1838	春 (江) 右者当年雨天統, 且者山王御祭礼当日前後雨天ニ付商内先江無抛致貸傘等候ニ付, 銀高相増申候 (向) 一当春雨天打続候ニ付, 前季より銀高相増申候 (大) 雨天統ニ而入用相増申候
	秋	
天保 10	1839	春 (大) 貸傘追々拵候ニ付, 銀高相増申候
	秋	
天保 11	1840	春 (江) 右者暑中雨天統ニ付損し多ク銀高相増申候 (芝) 右者春以来雨天繁ニ而貸傘等多ク旁銀高相増申候
	秋	(大) 雨無少候得共, 貸傘用意新調銀高相増申候
天保 12	1841	春 (江) 春中雨天勝有之候ニ付, 銀高相増申候 (芝) 右ハ春以来雨天勝ニ而貸傘等多ク, 且ハ紙類高直旁傘連も高直, 依而銀高相増申候 (大) 当春季雨繁ク道者衆へ多く貸失ひ候も在之二付, 入用相嵩不詰奉存候, 猶諸々儀理為相詰可申候 (京) 雨降繁ク御座候ニ付, 如此銀高相増申候

経営史料からみる越後屋の貸傘（下向井）

附表3 続き（2）

年	季	記 載 内 容
天保 12	1841	秋 (江) 右者相庭高直ニ付銀高相増申候 (芝) 傘桐油桃灯類, 紙高直, 依而銀高相増申候 (京) 昨秋雨繁く張替傘多く在之候ニ付, 銀高相嵩申候
天保 13	1842	春 (京) 張替多有之候ニ付, 如此銀高相嵩申候 秋
天保 14	1843	春 (大) 当夏照統候ニ付, 銀高相減し申候 秋
天保 15	1844	春 秋
弘化 2	1845	春 (芝) 時々雨天多, 渡し傘新規出来候ニ付, 銀高相増申候 秋
弘化 3	1846	春 (江) 当年雨天勝ニ有之銀高相増申候 (向) 夏已来雨天勝ニ在之, 依而銀高相増申候 (芝) 雨天統, 且ハ閏月旁渡し傘等多出来, 銀高相増申候 (大) 当春雨天勝ニ而銀高相嵩申候 (京) 右傘当春雨天統ニ而張替等多く如斯銀高相嵩申候, 当季之処成丈ケ相減候様, 駈引可仕候 秋
弘化 4	1847	春 秋
弘化 5	1848	春 (芝) 雨天統新規多調候, 旁以銀高相嵩申候 秋
嘉永 2	1849	春 (江) 雨天勝ニ付銀高相嵩申候 (向) 当春中長々雨天統ニ而, 傘出多旁以前季より銀高相増申候 (芝) 当春已来雨天統, 閏月有之等銀高相増申候 秋
嘉永 3	1850	春 秋 (芝) 雨天多, 損し物有之候旁銀高相増申候
嘉永 4	1851	春 秋
嘉永 5	1852	春 秋
嘉永 6	1853	春 秋
嘉永 7	1854	春 秋 (江) 山王御神事年番ニ付, 前日雨天勝旁銀高相増申候 (向) 御祭礼前日雨天ニ而, 隣町江多く貸遣候, 旁前季より銀高相増申候

附表3 続き (3)

年	季	記 載 内 容
安政 2	1855	春 (江) 春中雨天勝故銀高相増申候 秋 (京) 修復相廻り候ニ付如此相嵩申候
	安政 3	1856
安政 4		1857
	安政 5	1858
安政 6		1859
	安政 7	1860
万延 2		1861
	文久 2	1862
文久 3		1863
	文久 4	1864
元治 2		1865
	慶應 2	1866
慶應 3		1867
	慶應 4	1868

出所) 「小遣方目録」「小遣目録」(京本店・江戸本店・江戸向店・江戸芝口店), 「雑用方目録」(大坂本店)を使用。

注) 史料番号については三井文庫作成の以下の分類目録を参照されたい。『三井文庫所蔵史料主要帳簿目録(京本店等作成分)』(27~32頁), 『三井文庫所蔵史料主要帳簿目録(江戸本店, 大坂本店等作成分)』(7~13頁 [江戸本店分], 87~92頁 [江戸向店分], 140~146頁 [江戸芝口店分], 216~222頁 [大坂本店分])。